

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

The Japan Society of Archives Institutions

第51 回全国（熊本天草）大会

地域資料調査の現在

令和7年（2025年）11月13日（木）・11月14日（金）



- 主催 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）
共催 天草市
後援 国立公文書館/熊本県教育委員会/熊本市/天草市教育委員会
天草宝島観光協会/熊本日新聞社/熊本朝日放送
熊本県民テレビ/熊本放送/テレビ熊本/天草ケーブルネットワーク

第51回全国(熊本天草)大会の開催にあたって

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)第51回全国(熊本天草)大会開催にあたり、ごあいさつ申し上げます。

私たち全史料協は、毎年大会を開催し、全国各地から会員が集まりアーカイブズの知識や情報を共有するとともに、各開催地のアーカイブズ機関の経験に学び、会員機関の活動に活かす取り組みを続けています。

このたび、天草市様のご共催をいただき、第51回大会をこの地において開催することができました。天草市様におかれましては、本年(令和7年)8月の大雨災害により甚大な水害被害があり、いまなお復旧復興に尽力されていることと存じます。あらためてお見舞い申し上げますとともに、そのような困難のなか当会大会共催のご協力をいただきましたことについて、深くお礼申し上げます。

ここ天草では、地域に伝えられる古文書等の歴史資料の調査、ならびに保存の営みが長く続けられてきました。平成9年(1997)に発足した天草史料調査会の活動には、多くの当会会員や関係者が参加・協力するとともに、参加者にとっては史料調査や保存について実地に学ぶ貴重な機会となりました。

そういう意味で、この天草の地で大会を開催し、史料調査会の活動や成果を受け継ぐ市立天草アーカイブズの事業に学ばせていただく機会を得ることは、全史料協にとって、たいへん意義深いことであると思います。

参加されたみなさまにおかれましては、そういった天草地域と日本のアーカイブズの歴史を踏まえ、今後の糧としていく学びの場としていただければと思います。

最後になりましたが、冒頭でふれましたとおり、自然災害後の困難のなかご共催をいただいた天草市様に加えて、国立公文書館様、熊本市様、天草市教育委員会様、天草宝島観光協会様、熊本日日新聞社様、熊本朝日放送様、熊本県民テレビ様、熊本放送様、テレビ熊本様、天草ケーブルネットワーク様のご後援をいただき、本大会を開催することができました。

あらためて、各団体・各社様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

全史料協会長 辻川 敦

目 次

第51回全国(熊本天草)大会の開催にあたって	1
全史料協会長 辻川 敦	
目 次	2
大会日程	4
会場案内	6
交流会会場／展示等案内	7
◆ 研 修 会 A (入門編)	
史料保存ー理論だけでは人は動かないー	8
平井 義人氏(大分県日出町歴史資料館)	
◆ 研 修 会 B (応用編)	
熊本市歴史文書資料室の活動と熊本市公文書館の設置について	14
美濃口 紀子氏(熊本市総務局行政管理部総務課)	
◆ 研 修 会 C (公文書分野)	
山口県公文書等管理条例の制定と山口県文書館	20
山崎 一郎氏・山本 明史氏(山口県文書館)	
◆ 研 修 会 D (地域資料分野)	
高校生と考える歴史資料保存	27
高木 康博氏(熊本県立東稜高等学校)	
中村 尚道氏・石原 葵氏・岩村 優大氏(東稜高等学校図書委員会アーカイブズ班)	
◆ 大会テーマ研究会	
・趣旨説明	40
全史料協大会・研修委員会	
・研究会報告Ⅰ	
天草アーカイブズにおける公民共同での資料整理活動	41
松野 恭子氏(天草市立天草アーカイブズ)	
・研究会報告Ⅱ	
大分県における地域資料調査の課題と自治体史収録文書の行方	47
松尾 大輝氏(大分県先哲史料館)	

・研究会報告Ⅲ	
自治体史・その後.....	53
加藤 規博氏(愛知県公文書館)	
◆天草特別座談会	
天草アーカイブズの過去・現在・未来を聞く	60
登壇者:安藤 正人氏・金子 久美子氏	
平田 豊弘氏(天草市立キリシタン資料館)	
◆ 研 修 会 E.....	61
天草市立天草アーカイブズ	
天草キリシタン館	
崎津資料館みなと屋	
天草ロザリオ館	
上田資料館	
熊本博物館	
◆資料	
全国大会のあゆみ	67
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則	70
全史料協の出版物	73

大会日程

1日目

11月13日（木）		
9:00	受付、ポスターセッション、企業・委員会展示開始	
9:30	大会開会行事	
9:50		
	会場設営・参加者移動	
10:00	【研修会A（入門編）】	【研修会B（応用編）】
10:50		
	会場設営・参加者移動	
11:00	【研修会C（公文書分野）】	【研修会D（地域資料分野）】
11:50		
	昼食・ポスターセッション（コアタイム）、企業・委員会等展示	
13:10	【大会テーマ研究会】	
16:00		
	会場設営・参加者移動	
16:10	【天草大会特別座談会】	
17:25		
17:30	大会閉会行事	
17:45		
	交流会会場へ移動	
18:45	交流会（アマクササントカミングホテル）	
20:30		

2日目

11月14日（金）				
【研修E（施設見学・エクスカーショ）ン】				
研修E-1（交通費3,000円）		研修E-2（3,000円）	研修E-3（3,000円）	研修E-4（1,000円）
9:00 集合 9:15 出発 バス移動		9:00 集合・出発	9:00 集合・出発	9:00 集合・出発 バス移動
		9:15-10:00 天草アーカイブズ	9:15-10:00 天草キリシタン館	
		10:15-11:00 天草キリシタン館	10:15-11:30 天草アーカイブズ	10:00-11:15 崎津集落 (崎津諏訪神社・崎津教会・資料館みなと屋)
11:30 降② 熊本桜町バスターミナル (希望者のみ降車)		11:10頃 出発 降③天草市民センター バス移動	11:40～12:20頃 昼食	11:30～12:15頃 昼食
バス移動	昼食(自由)	12:00頃 昼食（上天草市）	12:30 出発 バス移動	12:30-13:15 天草ロザリオ館
13:00 降① 熊本空港	13:30～14:30 熊本市熊本博物館	12:50頃 出発 バス移動		13:30-14:10 上田史料館・収蔵庫
	終了後現地解散	13:40頃 降④松橋駅（在来線經由 熊本駅から新幹線）		14:15 出発 バス移動
		14:30 降① 熊本空港		15:15～16:30 天草アーカイブズ
			15:00 降⑤ 熊本駅	16:40～16:50 降⑥⑦ 本渡地区 (熊本行きバス停)
			16:00 降① 熊本空港	
				17:10 降⑧ 天草空港

* 降は降車場所です。研修Eに参加を希望される方は、申込時に降車場所も選択してください。

* 研修E-2の降車場所⑦天草市民センターは、希望者がいる場合のみ立ち寄ります。

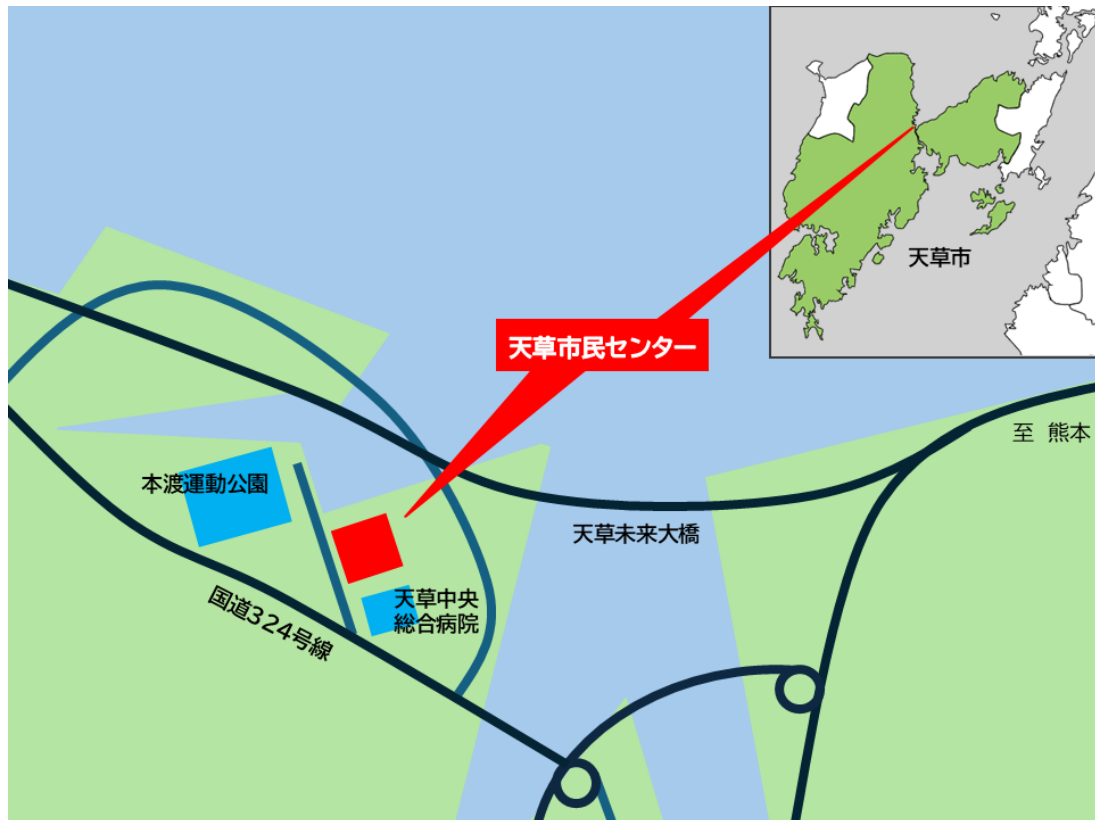
* 天草アーカイブズ及び上田資料館収蔵庫は館内土足禁止の施設で、階段移動があります。

大会会場

【天草市民センター】

〒863-0033 熊本県天草市東町3番地

TEL0969-22-4125



アクセス

【熊本市方面からバス】

快速バスあまくさ号 にてバス停「天草中央総合病院前」で下車、徒歩 10 分／約 600m (太田町交

差点から右折)

【サンタカミングホテル方面からバス】

[42]下大多尾線 本渡バスセンター行き

バス停「天草工業高校前」8:37 乗車、バス停「太田町」8:39 で下車、徒歩約 350m

※全て徒歩の場合 約 20 分／1.4km

【本渡バスセンターからバス】

・有明線 松島行き バス停「太田町」下車、徒歩にて約 350m

・下田線 下田温泉行き バス停「太田町」下車、徒歩にて約 350m

・本渡市街地循環バスのってみゆうカー（右廻り） バス停「天草市民センター前」下車

【本渡バスセンターから徒歩】

・約 12 分／約 800m

交流会会場

アマクササントカミングホテル

〒863-0043 熊本県天草市亀場町亀川74-3

Tel.0969-22-0100

※大会会場から交流会会場へ、交流会後の市街中心部（ホテル周辺）への移動は、シャトルバス1台、ジャンボタクシー1台を運行いたします。

◎交流会参加費：おひとり¥8,000

展示等案内

会場内では、協賛企業の取扱品・図書・出版物等や会員の取組みや研究をまとめたポスター等を掲示するほか、各会員機関の刊行物の展示を行います。

ポスターセッションは、コアタイムを11月13日（木）の11:50～13:00に設定いたします。この時間帯には、ポスターの設置者が発表形式で説明を行うとともに、自由な意見交換ができます。情報収集や交流の場として、多くの皆さまに各会場に足を運んでいただきますようお願い申し上げます。

1 ポスター・刊行物展示

- ① 近代日本のハンセン療養所における入退所管理記録 ―菊池恵楓園「患者身分帳」の諸様式
松岡 弘之
- ② 冷凍庫を活用した文書の低温殺虫処置の試みと課題 下向井 祐子（広島県立文書館）
- ③ アーカイブズ・デイズ ―記録資料を学んで、歩く、二日間― 渡部 拓（秋田県公文書館）
- ④ 福井県文書館の取組みと『デジタルアーカイブ福井』 長野 栄俊（福井県文書館）
- ⑤ MC エタノール糊と典具帖紙を使った資料の手当について
中村凜・松下圭・尾立和則（天草市立天草アーカイブズ）
- ⑥ 天草史料調査会の活動記録 旧天草史料調査会（天草市立天草アーカイブズ）
- ⑦ 三豊市文書館、香川県内機関のリーフレット・チラシ等 宮田 克成
- ⑧ 河内長野市立図書館の企画案内 河内長野市立図書館

2 協賛企業展示・書籍販売

株式会社 TT トレーディング / Verbatim Japan 株式会社 / 株式会社 東京光音
金剛株式会社 / 富士マイクロ株式会社 / 富士通 Japan 株式会社
株式会社 NTT データ東北

史料保存 － 理論だけでは人は動かない －

平井 義人(大分県日出町歴史資料館)

はじめに・・・本日お話することは

- (1) 史料館廃館問題と危機脱出後の増員の経緯…「古文書による災害史研究」が柱となって
- (2) 「アーカイブズ教育」への取り組み
- (3) 「学校資料の保存」の取り組み
⇒理論だけでは人は動かない たとえば一地域資料調査事業 も

I 史料館廃館問題と危機脱出後の増員の経緯

(1) 概要

○史料館廃館問題とは

2005 年大分県立先哲史料館は教育長方針(もともとは包括的外部監査の報告書で提言された)として館を廃し県立図書館の郷土資料室に吸収させることとなり、その第一段階として 2006 年に研究員職5名定員が1名減じられた。それは何故なのか。また、どのような経緯で廃館の危機を脱することが出来たのか。

○危機脱出後の増員の経緯とは

廃館を食い止めることが出来た直後から5年後にかけて、先哲史料館は逆に事務職員 0.5 名と研究員 2名のあわせて 2.5 名の増員を得ることが出来た。どのような運動を通して増員に至ったのか。

(2) 大分県立先哲史料館の定数等の動き

2000(H12)年 全史料協大分大会

2005(H17)年 包括外部監査の指摘により先哲史料館廃館の方針→図書館郷土資料室へ

2006(H18)年 研究員1名減員5→4

2007(H19)年 大分県地方史研究会「大分県におけるアーカイブズ機能の発展に関する宣言」

先哲史料館廃館方針撤回

2008(H20)年 事務職員 0.5 増員 0.5(文化課兼務)→1

2010(H22)年 先哲史料館独立 図書館長併任が解かれ先哲史料館単独館長へ

2011(H23)年 東日本大震災

県の組織する「津波被害想定再検討委員会有識者会議」に呼ばれ

津波の災害史研究を命ぜられる

研究員2名増員決定(ただし、北部九州全国高校総体(2013)終了後)

2012(H24)年 研究員1名増員 4→5

先哲叢書刊行協力会廃止(赤字により)

2014(H26)年 研究員1名増員 5→6

(3) 史料館の廃館方針と撤回の経緯

①廃館方針の背景

主業務を展示とものづくり講座等に集中させ、第2博物館的運営をしてしまった

… 副館長(トップ)は博物館出身・専門は考古学(古文書は扱った経験なし)

②2007 年廃館方針撤回の経緯

○廃館方針を策定した教育長・文化課長は翌年に交代

新任文化課長を説得(毎日のように訪問)→教育委員会の中で唯一先哲存続に理解を示す

○新教育長「何か訴えたいことがあるようだから、Hの言うことはよく聞いてやれ」と幹部に指示

※感情をすくい取ってやれ(理論ではなく)という趣旨と理解

○大分県地方史から宣言文を出してもらい、県議会でも取り上げられた

※質問・要望形式の知事or教育長宛文書にしないで正解だった

⇒①も②も、アーカイブズ館の館長はどうあるべきか?が問われている

⇒史料館廃館方針を止められたのは、理論ではなかったと思う

当時は、理論的な議論を展開する力がなく、せいぜい「司書と一緒に仕事をする郷土資料室では、古文書が読める者がその能力を隠すようになり、古文書解読のスキルは劣化する」

と発言したのみ

(4) 廃館方針撤回後の増員への動き

①2012 年の研究員増員の背景

2011 年の東日本大震災により大分県でも津波被害想定の見直しが進められ先哲史料館長(県外の研究者ではなく)に津波の災害史研究が命じられる

※津波被害想定再検討委員会 有識者会議

→本取り組みの成果が増員の大きな要因だったと考えている

②増員につながった要件

i) 以下の史料保存に係る論理が人事担当(組織担当ではなく)の心に刺さった

①災害史研究は県民の命に関わる重要な仕事である

②災害史研究には記録史料の総体が必要となる =研究には人員が必要!→要求

→③よって地域史料調査(史料保存)事業は住民の命に関わる重要な事業である

ii) 交渉した人事担当者が教育長や行政企画課(組織定数担当)への提案まで担ってくれた

iii) 教育委員会に設置されていた「北部九州総体(2013)」事務局解散後の人員再配置

(5) 古文書による災害史研究の具体例(「②災害史研究には記録史料の総体が必要」の検証)

拙論「地域災害史の検証と必要となる史料の姿」

(国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』勉誠出版・2017)

①2013 年 1 月「古文書に見る大分の地震・津波」

i) 有史以来大分県に襲来した津波は…7回

ii) その中の最大の津波高とその地震は …1707 年に発生した宝永地震津波で 11.5m

②2014 年 7 月『玄與日記』が記す「かみの關」地点の比定(1596 年豊後地震)」

iii) 慶長豊後地震の津波被害を受けたと『玄與日記』に記された「上ノ関」とは

周防国の上関ではなく、豊後国の佐賀関上浦(北側の港)のことであった

③2015 年 7 月「文禄五年豊後地震における早吸日女神社の津波痕跡高の推定」

iv) 慶長豊後地震における佐賀関での津波遡上高は6m強であった

⇒以上の i)～iv) の結論を導くために必要な史料はどのようなものであったか?

(6) 結論=災害史研究に必要な史料の全体像とは

○刊行物○伝承○著作物○棟札○記録史料 などであった

…その中の○記録史料 の内容は

- ・薩藩旧記雑録(藩庁文書)
- ・宝永四年十月高潮之記録

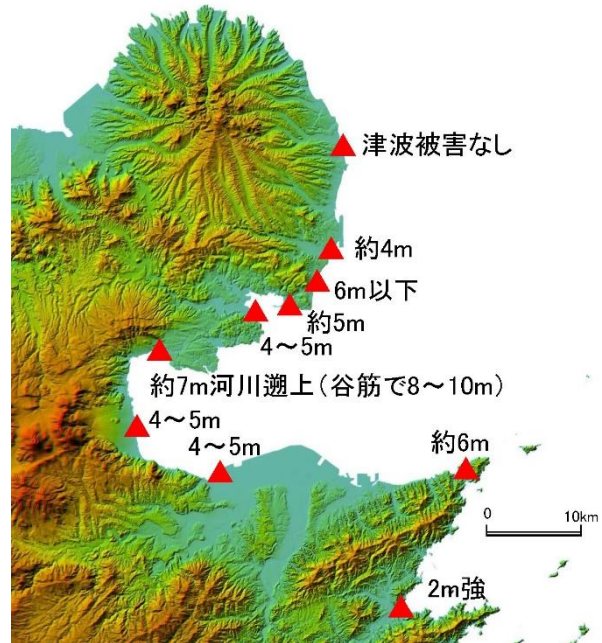
(庄屋文書)

- ・杵築町役所日記(町役所文書)
- ・豊城世譜(藩士家文書)
- ・由原宮年代略記(神社文書)
- ・興導寺大般若經奥書(寺院文書)
- ・三藐院記(公家文書)
- ・玄与日記(宮司家文書(島津家家臣))
- ・大友義統袖判条々掟書

(中世土豪文書)

- ・天正十六年参宮帳(御師文書)
- ・東槎録(朝鮮通信使文書) など

→表向き災害史料とは考えられな
い史料ばかり



古文書による「慶長豊後地震」津波研究の成果

→史料をはじから当たらねば災害を検証できる記述は見つからない

∴災害史研究にとって必要となる史料とは記録史料の総体である

《検証事例を1例のみ紹介》

フロイスの記録に沖の浜の津波高は7ブラサとある

→ポルトガル語の1ブラサは2.2m

7ブラサ=15.4m・・・?

⇒当時のポルトガル人達がブラサを使った記録を
全て拾い上げてみる

→10例確認(フロイス、アルメイダ、ヴィレラ)

・・・平均1.2m



天平勝宝4年(752年)鑄造

※東大寺の鐘は径が2ブラサとある →1ブラサ=内径2.2m÷2=1.1m

∴7ブラサ=7m程度

2 アーカイブズ教育の取り組み

(1) 動機

①近年日本人のアーカイブズに対する認識は劣化しているのではないか

②記録を残すことが命を守ることに繋がる事例が見られてきている

- ・ストーカー問題
- ・企業におけるコンプライアンス問題 など

→アーカイブズ及びアーカイブズ教育必要論につながっていくのでは?

③日本のアーカイブズ教育

=専門人材養成として大学の専攻課程でのみ実施…それでいいのだろうか

→国民一人一人に記録を残すことの大切さを教える教育が求められていないか？

(2) 取り組みの具体策

○アーカイブズの理念は自らの記録(証拠)を残そうとする思考から育まれるのではないか

○義務教育の学校現場で実施定着できる普遍的取り組みが作り出せないか

↓という考えから

○生徒会にアーカイブズ委員会を組織し、その委員会が各生徒から1年間の学びを証明するに最もふさわしい記録を集めて保存すべきものを選定し、目録を作って生徒総会にかけ決議を受けた上で資料館に持込み保存 という取り組みができないか?と提案

※図書委員会があるならアーカイブズ委員会があっても良いではないか!

(3) 問題点

○学校の運営に関わる校長の決裁権との兼ね合い

○個人情報の漏洩に繋がる行為とならないか

○特定個人に対するいじめや誹謗中傷に繋がる資料を含むことはないか

(4) 学校側の反応

○本校中学生に行わせるのは無理である

○現在学校は働き方改革の途上である。業務を増やすようなことを新たに命ずることは出来ない

○学習指導要領に規定されていることすら完全には取り組めていない現状の中で、それに規定されていないことをさせることには先生方の反発が予想される。

それが大切な教育だというなら学習指導要領に明記されたい

(5) 結果

○生徒会によるアーカイブズの取り組みは8年を経ても立ち上げられていない

○しかし、先生方が集めた記録類が毎年資料館に預けられるようになっている

…学年通信等の通信類、修学旅行のしおり、文化祭プログラムなど

○学校から資料館に預けられてくる資料の中には生徒会の資料も含まれていたりするが、生徒の資料選択の基準には「思い出」という要素が強く働いているように思われる

3「学校資料の保存」の取り組み

(1) 成功の背景

①先の「アーカイブズ教育の試み」に関して各中学校と話し合いを重ねていた

→資料保存への理解と協議する関係を醸成

②平成23年に町を中心小学校が創立150周年→記念展示を企画し学校日誌を借用・展示

(2) 成果

①教育長からの令達により町内全小中学校の学校日誌を資料館に移管し保存

②学校日誌の移管・保存は1年限りの取り組みではなく、今後永続的に行うとした

③収集史料は学校側の反発を招かないように学校日誌に限定したが、

実際にはそれ以外の帳簿類も集まってきている

④同じく学校側に配慮して、学校資料は原則非公開としたが、一定の年限が過ぎたものについては、学術的利用に限って教育長と当該の学校長の許可を得て閲覧を許可することとなった

(3) 問題点

- ① 日誌保存をめぐる教育委員会幹部との対立と某学校の学校日誌全廃棄
…後に「学校日誌を廃棄しても誰も困らない」との発言
- ② 受けた抗議の中から
「個人情報保護の観点から学校日誌を資料館で保存することには反対」
→資料館と図書館の区別が理解されていない
- ③ 同じく
「資料館が史料を抱え込んで部外秘にするのは研究上フェアではない」
→学校現場が個人情報の漏洩を最も恐れていることが理解されていない
- ④ 現状では教頭の業務多忙のため、多くの学校で学校日誌の自由記述欄には殆ど文章が記されない状況に陥っている
- ⑤ 保存体制が確立することにより、「学校日誌」の記述内容も変化する（無難なことしか書かない）
ことが懸念される（かつて「指導要録」の公開が決まってからその記述内容が変化したように）

(4) 取り組みにより明らかになったこと

- ① 町内小中学校の全校長は
「学校日誌は法律上は5年で廃棄しなければならないと規定されている」という認識だった
- ② 学校資料がなかなか保存されない理由は、学校資料の歴史資料としての価値が理解されていないからではなく、規定された保存年限を超えて恣意的に残していた資料から個人情報の漏洩が起こったときの責任を憂慮してのことであった
- ③ 「学校日誌」収集の結果、同じ町内の学校で全ての「学校日誌」を廃棄していた学校と、全て保存していた学校があった。これにより、学校資料の保存は着任する校長次第であることがわかる
→拙論「大分県日出町における学校日誌の保存について」（『記録と史料』第35号）2025）

(5) 成功の要因

- ① 当町では教育長からの令達によって「学校資料」を遺す取り組みとしたが、このことにより資料を遺すという判断を組織的なものとし、各校長を判断の責任から解放することができた
- ② 「学校資料の保存」とは極めて理論的な問題だが、足を運び教育長や各校長と親交を結ぶことによって初めて実現をみることができた

まとめ

- (1) アーカイブズは活動論である …理論だけでは広がらない
※だからこそ、それぞれの立場でしかできないことがある
- (2) 資料館・公文書館とは何たるかを知らしめる仕事を
※資料館・公文書館は(無秩序な閲覧を排除し)個人情報の保護を守る組織だ！
→逆にこのことを成し遂げられたら資料館・公文書館の武器になり得るのでは？
※資料館・公文書館でなければ対処できない行政課題がある！
- (3) 記録を残すことが命を守ることにつながる
→資料保存の大切さを教えるアーカイブズ教育を義務教育で
※学習指導要領にアーカイブズ教育が盛り込まれる運動を！
※歴史史料・歴史公文書の前にまずは証拠を遺すことを訴える発想が大切ではないか
→それがひいては歴史の証拠になる

(4) 「学校資料」を遺すことの効果

①「学校資料」が大切だという理解から「公文書」保存へ展開が期待できるのではないか

②ヨーロッパの公文書館並みにそこに行けば自分の記録が必ずある、

という状況をいち早くつくりだすことができる

(5) 地域資料調査事業は、資料館の依って立つ最大の存在根拠である

大分県におけるアーカイブズ(記録史料)機能の発展に関する宣言

「大分県報号外75」(平成19年4月27日)には、地方自治法に基づき行われた包括外部監査の報告書が公表されました。そこには、豊の国情報ライブラリーのあり方の検討として、県立先哲史料館の県立図書館との統合の検討が提言されています。本研究会としては、このような組織替えの提言は、大分県のアーカイブズ政策の大きな後退につながりはいらないかと懸念しています。

県立先哲史料館は、郷土の先哲を調査・研究し、教育・普及する施設であると同時に、県公文書館と共に、九州では最も早く設置された県立のアーカイブズ施設です。その役割は、アーカイブズの両輪である公文書及び古文書のうちの古文書の保存活用機関であり、全国の都道府県立機関で唯一の古文書部門だけのアーカイブズ施設として、県内外にその名が知られています。

現在先哲史料館が行っている先哲叢書の刊行は人物を中心としたアーカイブズ事業であり、これは、全国的にも珍しい重要な刊行事業・教育普及事業として評価されています。また、「記録史料調査」事業は、大分県の歴史解明にとって貴重な古文書類の所在調査および公開を行う、アーカイブズにとって極めて重要な事業であり、全国に先駆けて成果をあげている点については、学会や県民からも高い評価を得ています。さらに、本年5月30日付けの大分合同新聞で大きく取り上げられましたように、先哲史料館は、大分県に関する古文書類の動向に目を配り、市町村の文化財保護担当と連携しながら、その散逸防止に努めています。

これらの貴重な活動が、統合により結果として少しでも後退していくような事態を招くことは、決してあってはならないものと考えます。豊の国情報ライブラリーの組織改変がアーカイブズの発展に配慮したものとなるためには、設置目的が異なる、県立先哲史料館・県公文書館・県立図書館、それぞれの特性を生かした議論を深める必要があると考えます。

大分県地方史研究会は、「平成の大合併」と称された市町村合併にあたっては、過去の合併に伴い地域の歴史や情報の根幹となってきた公文書等が大量に失われたという教訓に鑑み、「市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言」(平成15年6月1日)を行ったところですが、しかし、平成の大合併から2年経過した現在、懸念された市町村での公文書保存に関して、市町村立アーカイブズ施設の設立等、行政的取り組みはなかなか前進していません。むしろ、このような時期だからこそ、豊の国情報ライブラリー内の連携をはかり、大分県の貴重な財産であるアーカイブズの保存・活用がより徹底されるべきと考えます。その意味において、現在行われている県の組織統合・再編が、アーカイブズ機能の充実に配慮し、豊の国情報ライブラリーの機能が一層高まることを、強く要望する次第です。

平成19年7月8日

大分県地方史研究会『大分懸地方史』第201号(平成19年11月)

熊本市歴史文書資料室の活動と 熊本市公文書館の設置について

美濃口 紀子（熊本市総務局行政管理部総務課）

はじめに

今回、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（天草大会）において、本市に報告の機会をいただいた。今年の大会テーマが「地域資料調査の現在」ということもあり、事務局からは「熊本市歴史文書資料室の活動」に関する報告のご要望をいただいた。あわせて、本市では令和3年（2021年）4月に公文書管理条例を施行、現在は令和9年度末（2027年度末）の公文書館開館を目指して整備を進めているところであり、その進捗状況についても報告する。

Ⅰ 熊本市歴史文書資料室について¹⁾

（1）設立の経緯

熊本市歴史文書資料室は、平成16年（2004年）4月1日に、当時の本庁舎別館（花畑別館）3階に開室した。きっかけとなったのは、市制施行百周年記念の新熊本市史編纂事業（昭和63～平成14年、1988～2002年、全21巻22冊）終了と、その後の収集資料の活用であった。

熊本では戦前に『熊本市史』（昭和7年、1932年）が刊行され、戦後にも『熊本県史』（昭和36～42年、1961～67年）が刊行されていたが、それらの執筆基礎資料が現在ほとんど残っていなかった。こうした反省や、『新熊本市史』の収集経費（総事業費11億8千万円のうち約5億7千万円）を市民へ還元するという意味も含めて、資料の公開が検討された。

こうして、『新熊本市史』編纂に伴って収集した資料を事業終了後も良好に保存し、公開施設として歴史研究に資するために、本庁舎別館の「市史編さん室」を市民の利用が可能な部屋に模様替えするところから「熊本市歴史文書資料室」はスタートした。

（2）当時の時代背景と組織・名称

当時は、平成13年（2001年）の情報公開法施行、平成14年（2002年）4月の「本渡市立天草アーカイブズ」設立（平成18年、2006年3月に天草市立アーカイブズに改称）など、公文書を取り巻く環境に変化がみられた時期である。本市においても、当面は「古文書館」的施設からスタートして、将来は「公文書館」的機能を有する施設を目指すこととした。施設の名称を「歴史文書資料室」にしたのも、将来の公文書管理を視野に入れてのことだった。開室当初の所蔵資料は多くが古文書（複写）であったため、古文書館的機能のみであれば教育委員会への所属も考えられたが、将来の公文書館構想も視野に入れていたため、行政文書を扱う市長部局に所属するのが望ましいとされた。こうして公文書の受け皿としての役割も考えた結果、文書管理を職務とする総務課内に「歴史文書資料室」は設置された。その後、花畑別館のビル解体に伴って住友生命熊本ビル4階（熊本市役所そば）に移転し、開室から20年以上、市民に利用され続けている。

（3）現在の活動紹介

歴史文書資料室は現在、平日の午前9時から午後5時まで開室し、4名（再任用職員2名、会計年度任

用職員2名)で運営している。市史編纂事業による収集資料は、古文書の撮影複写製本史料(B4版)や、明治7年(1874年)から平成7年(1995年)までの新聞史料縮刷版(A3版)、マイクロフィルム、図書等がある。その後も、資料寄贈等を受け入れており、現在の所蔵資料は、書籍が約16,000冊、マイクロフィルムが約1,300本、資料(古文書・絵図地図・写真等)が約90,000点で、市民や本市職員も利用しやすいように整理・保存・公開を行っている。

また、資料室には来室者用の「史料目録検索システム」専用端末も設置しており、データベース化を実施した資料は利用者自身で検索することができる。レファレンス業務では、資料の所蔵調査や熊本市に関連する書誌的事項調査、資料の複写郵送(著作権許諾の範囲および原本所有者の許諾の範囲、実費)、その他(検索システム、紙目録、問い合わせ記録の確認、近隣図書館・国立国会図書館等の資料、大学リポジトリ等の公開論文検索)等にも対応している。こうした問い合わせの対応データは市史編纂室時の平成13年(2001年)分から記録があり、令和7年(2025年)3月末現在で4,502件分を蓄積している。なお、同じ内容の問合せでも追加の要素があれば記録を作成している。

さらに、歴史専門家による「歴史サロン花畑」を毎月開催している。このうち「歴史講座」(奇数月に開催)では年度ごとのテーマに沿って本市職員や外部有識者による講話を行っている。また、「歴史談話室」(偶数月に開催)は本市の歴史や古文書・掛け軸の文字等に関する市民の質問・相談に4名の外部有識者が各々応える相談会で、令和7年(2025年)8月時の開催で通算185回を数える(図1)。

以上のように、歴史文書資料室では「新熊本市史」及び資料室の活用促進を図るために様々な業務に取り組み、20年以上にわたって市民や本市職員に親しまれてきた実績・経緯がある。

2 熊本市公文書管理条例について

(1) 条例制定の経緯

平成23年(2011年)の「公文書等の管理に関する法律」施行、さらに「平成28年熊本地震」に伴う公文書の発生により、歴史資料として重要な公文書の取扱いを明確にする必要性が、本市でも急速に高まった。

こうした背景を踏まえ、平成30年度(2018年度)に外部委員で構成する「熊本市保存文書等の管理に関する検討委員会」を設置し、本市の保存文書の管理のあり方について検討が行われた。協議結果は最終的に「協議報告書」としてまとめられ、その中で、公文書が市民の知的資源であることに鑑み、公文書の取扱いは条例によるべきであるとの意見が提出された。そして公文書管理条例の制定は、市長マニフェストにも位置付けられた。やがて、「熊本市公文書管理条例」は令和2年(2020年)第四回定例会で可決され、12月18日に公布、令和3年(2021年)4月1日から施行された。

(2) 熊本市公文書管理条例の特徴

「熊本市公文書管理条例」は6章で構成され、全部で49条がある。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji00338660/3_38660_up_ou4dwya4.pdf

近年は、全国の自治体においても「公文書管理条例」の制定を進めており、一般的によく使用される条例の内容・文言(例 公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源であること等)については、皆様もよくご存知のことと思う。そのため今回は、全国に共通してみられる条文はあえて省略し、代わりに本市条例の特徴的なポイントに焦点を絞った(図2)。以下では、「熊本市公文書管理条例の手引」(令和5年、2023年3月)の逐条解説から一部抜粋して紹介しながら、本市条例の特徴について考えてみたい。なお、紙面の都合により、各章1条ずつと別表、計7カ所の条文について例示する。

第1章 総則より:「第2条(定義)」

「第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。」と記す。この条例に基づく事務を自らの判断と責任において執行する義務を負うものとして、地方自治法上の執行機関に公営企業管理者、消防長及び議会を加えているわけであるが、本市の場合、「公営企業管理者」には「交通局」「上下水道局」「病院局」が含まれる。文書管理の研修も、庁内全課・室を対象に実施している。

第2章 公文書の管理より：「第10条（管理状況の点検）」

「第10条 実施機関は、毎年度、公文書の管理の状況を点検し、必要な措置を講じなければならない。」と記す。これは他都市に例が少なく、本市のオリジナリティを出した条である。本条の参考とした自治体としては、「東京都公文書等の管理に関する条例」（第十二条）や、「宇土市文書管理条例」（第27条）が挙げられ、特に熊本県宇土市の場合は、毎月21日を「文書管理の日」と定めている。

第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等より：「第36条（特定歴史公文書等の廃棄）」

「第36条 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。」とある。「歴史資料として重要でなくなったと認める場合」とは、時の経過による劣化が進み、判読も修復も不可能となるなど、資料としての価値が全く見出せなくなる場合が想定される。特定歴史公文書等は、第14条において永久に保存しなければならないと定められているものの、このような場合には例外的に廃棄を認めるのが本条の趣旨である。そのため、「歴史資料として重要でなくなった」という判断は、当該特定歴史公文書等に記された内容ではなく、文書の状態に着目した外形的な側面からの判断に限定されるべきである。

第4章 熊本市公文書等管理委員会より：「第38条（熊本市公文書等管理委員会の設置）」

「第38条 市長の附属機関として、熊本市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。」と記す。当委員会は、公文書と特定歴史公文書等のいずれに関しても審議を行うため、「公文書等」管理委員会としている。なお、審査請求がなされた場合の諮問機関としての役割は、「熊本市情報公開・個人情報保護審議会」と類似する機能であるが、熊本市公文書等管理委員会は審査請求時の諮問機関にとどまらず、歴史公文書等選別基準の制定・改廃や、保存期間が満了した文書ファイルの廃棄についても調査審議や意見具申を行う。そのため、審査請求の調査審議に関しても、特定歴史公文書等についての知見が不可欠であることから、「熊本市情報公開・個人情報保護審議会」とは別に設置されることとなった。

第5章 雑則より：「第43条（出資法人等の文書の管理）」「第44条（指定管理者の文書の管理）」

出資法人等に関しては、第43条で「実施機関は、本市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって実施機関が定めるものの保有する文書が適正に管理されるよう、当該法人に対し必要な指導等の実施に努めるものとする。」と記す一方で、指定管理者に関しては、第44条で「実施機関は、前項の文書が適正に管理されるよう、指定管理者に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。」と記す。すなわち、指定管理者については公の施設の管理に直接関係することから、実施機関の責務の度合いがより強い規定となっている。

第6章 罰則より：「第49条」

「第49条 第39条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と記す。規定とは、熊本市公文書等管理委員会の委員は「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」という内容を指しており、公文書廃棄時の歴史公文書等選別基準に適合するかの意見聴取（第9条第5項）等の審議内容に関わる公文書や特定歴史公文書等には、個人情報や機密性のある情報なども記載されていることから、本条は委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

別表(第6条関係)保存期間の基準

本市では保存期間の基準として、第1種(30年)、第2種(10年)、第3種(5年)、第4種(3年)、第5種(1年)の計5種が条例の「別表」(第6条関係)で定められている(今回の報告では、本市の保存期間を図表で一覧化したスライドも使用して説明する)。

以上が、熊本市公文書管理条例の特徴である。

3 熊本市公文書館整備について

(1) 公文書館整備に至る経緯

本市では「平成28年熊本地震」の被災で膨大な公文書が発生した。その後、平成30年度(2018年度)に保存文書等の管理に関する検討委員会の報告等を経て、令和3年(2021年)4月に「熊本市公文書管理条例」を施行した。令和4年(2022年)11月に公文書等管理委員会から「公文書の適正な管理を実施するため公文書館及び中間書庫の設置を早期に実現すること」との答申を受け、令和6年(2024年)7月「熊本市公文書館整備基本計画」を策定した。こうして、令和9年度末(2027年度末)の開館を目指して公文書館の整備を進めることとなった。

(2) 建設予定地の選定と新築工事案の採用

本市では現在、約80,000箱の公文書を市内の約20か所に分散保存しているが、水害等の危険性がある場所も含まれている。本市では過去にも、昭和28年(1953年)の水害において、熊本市役所の地下書庫に保管していた熊本市政資料を水損のため消失するという苦い経験がある。そのため、公文書館の建設予定地の選定の際には、地震・水害等のリスクが低い場所であることを条件のひとつとして検討した結果、熊本市北区植木町の旧リサイクルプラザが選ばれた。

その後、令和5年(2023年)の「熊本市公文書館整備基本計画」案では、既存建物改修案と新築工事案について、様々な観点(収納箱数・イニシャルコスト・ランニングコスト・配置計画と作業効率等)から比較検討を行った。その結果、最終的には新築工事案が採用され、パブリック・コメント等を経て、令和6年(2024年)7月に成案となった。その後、令和6年(2024年)10月から「熊本市公文書館整備基本・実施設計」に着手し、現在は「実施設計」の途中段階である。

(3) 熊本市公文書館(仮称)の建築設計の特徴

公文書館の設計業務においては、様々な課題もある。まずは限られた予算内で、公文書館として必要な収納量と、文書保存のための望ましい環境等を実現しなければならない。建築・電気・給排水等については庁内の営繕部門(営繕課・設備課等)の協力を得ながら、また資料の保存環境等については関係課(博物館・文化財課等)とも協議しながら、基本・実施設計を進めているところである。

現在は公文書館「実施設計」の途中段階であり、設計図書等は未完成の状態であるため、ここでは「基本設計」段階で作成した平面図・パース等を使って、新築建物の概要説明を行う(図3・4)。

熊本市公文書館(仮称)の建築設計の特徴としては、以下の8つがあげられる。

- ①文書保存環境維持のため、館内は全て土足禁止とする計画である。
- ②保存年限が1年を超える公文書を保管する「中間書庫」機能を備えた計画とする。中間書庫を一体的に整備し、公文書を一括管理することで、市民に対する情報開示までの時間を短縮する予定である。
- ③1階に保存期間の短い文書を保存し、搬出入の負担を軽減する。2階に重要度の高い文書を一括保存する。また水回りは1階に集約して、重要文書を保管する2階への虫の侵入を防止する計画としている。
- ④1階と2階の空調設備の性能にメリハリをつけ、文書の重要度に応じた保存環境を整備する。
- ⑤文書受入から書庫保存までの動線をコンパクト化した計画としている。

⑥入館直後に受付を配置、資料閲覧までがスムーズとなるよう、来館者動線を単純化している。

⑦1・2階ともに書庫を空調機械室で囲い、外壁も多重化することにより、保存環境を向上させる計画である。いわゆる魔法瓶構造の設計によって、外気熱を遮断する計画としている。

⑧ZEB Ready を目指し、太陽光パネルを設置するなど環境負荷等を低減する計画である。

(4) 今後の予定

熊本市公文書館（仮称）の開館予定まで、残り2年余りとなった。総務課文書班では現在、限られた職員数で、文書主任研修の実施、公文書等管理委員会の開催、文書の評価選別・廃棄といった「通常業務」とは別に、公文書館開館に向けた様々な準備業務も、それぞれが担当して取り組んでいる。

具体的には、前述した公文書館設計業務のほか、「新文書分類表」の作成、公文書館システム構築（既存3システムの統合）準備、資料デジタル化準備、人材育成（アーカイブズ研修Ⅰ・Ⅱの受講、東京都公文書館への職員派遣研修）、公文書館への文書移送準備（全庁分の公文書目録作成）等である。

今後はさらに、建築工事以外の必要経費も算出するために、様々な業務委託（警備・清掃・引越等）や備品購入（家具・機器類）、その他消耗品の購入等についても検討する必要がある。また一方では、公文書館の職員数及び組織体制、公文書館条例（休館日、開館時間等）の制定ほか運用面についても、熊本市公文書等管理委員会や庁内関係課と協議・調整を重ねながら、公文書館の開館準備を進めていく。

予算・人員・時間それぞれに限りがある中で、より望ましい公文書館を目指して、職員一丸となって取り組んでいく所存である。そのため、他都市への視察や照会等で、全国の公文書館等の職員の皆様にも、多方面から御助言をいただいているところである。引き続き、御知見賜りたくご協力をお願いしたい。

おわりに

以上、「熊本市歴史文書資料室について」「熊本市公文書管理条例について」「熊本市公文書館整備について」という流れで、本市の公文書館整備状況を報告した。最初にご紹介した熊本市歴史文書資料室も、公文書館と一体となって移転する予定である。熊本市歴史文書資料室の20年以上にわたる歴史と実績をさらに発展させるため、熊本市史に関するレファレンス業務等にも、引き続き力を入れていきたい。

熊本市公文書館（仮称）の開館後は、皆様のご来館をお待ちするとともに、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の皆様と、これまで以上の連携・協力関係を築いていきたい。何卒よろしく願いいたします。

注1) 一木和世「熊本市歴史資料資料室の開設まで」（『記録と史料』No.15、2006年10月）

1 熊本市歴史文書資料室の活動について

(3) 現在の活動紹介

【歴史サロン花畑】

『新熊本市史』及び歴史文書資料室の活用促進を目的として、市民と研究者が一緒に気軽に雰囲気の中で熊本の歴史を楽しく学ぶことができるように歴史談話室と歴史講座を開催。

★「歴史講座」

令和7年度のテーマは「熊本の人の営みと暮らし」
日時 奇数月の第4火曜日 午後2時半～午後4時
会場 桜の馬場城彩苑 総合案内所2階 多目的交流室
定員 60人（先着順）
参加費 無料



★「歴史談話室」通算185回開催 令和7年(2025年)8月時点
本市の歴史や古文書・掛け軸の文字等に関する市民の質問・相談に4名の外部有識者が各々応える相談会
日時 偶数月の第2火曜日 午後2時～4時
会場 歴史文書資料室
参加費 無料

図1 熊本市歴史文書資料室の活動について

2 熊本市公文書管理条例について

(2) 熊本市公文書管理条例の特徴

「熊本市公文書管理条例」
<https://www.city.kumamoto.jp/kijij0338660/3.38660.up.ou4dwy46.p>

熊本市公文書管理条例	
第1章 総則(第1条—第4条)	公布 令和2年12月18日 施行 令和3年 4月 1日
第2章 公文書の管理(第5条—第13条)	
第3章 特定歴史公文書等の保存、利用等(第14条—第37条)	
第4章 熊本市公文書等管理委員会(第38条—第42条)	
第5章 雑則(第43条—第48条)	
第6章 罰則(第49条)	

- ポイント1 企業局や行政委員会を含む本市の全ての組織を本条例の対象とする
- ポイント2 実施機関は毎年度、公文書の管理状況を点検
- ポイント3 特定歴史公文書等の保存、利用等の取扱いを明確化
- ポイント4 外部委員で構成される「熊本市公文書等管理委員会」を設置
- ポイント5 公文書の廃棄時の外部委員会への意見聴取を導入
- ポイント6 出資法人等及び指定管理者に対しても適正な文書管理を求める

図2 熊本市公文書管理条例について

熊本市公文書館(仮称)

1階 市民利用と執務フロア

本資料は基本設計段階のもので、
現在は実施設計の段階ですので、
一部変更の可能性があります。

鉄骨造2階建て
建築面積3018.12㎡
延床面積5081.93㎡
(基本設計段階)

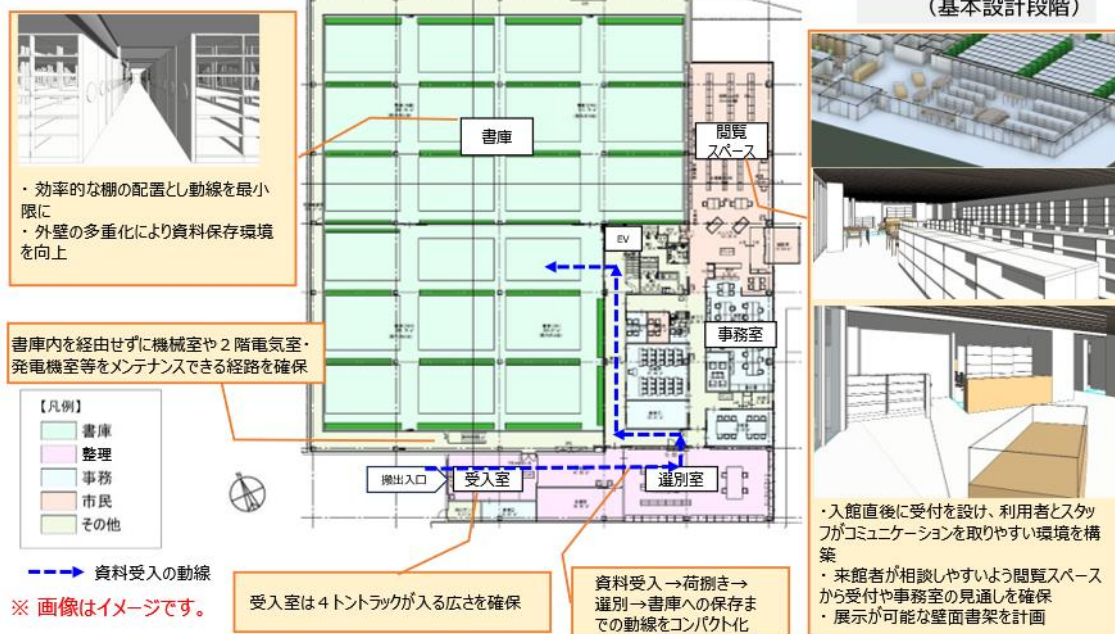


図3 熊本市公文書館(仮称)1階平面図 注)「基本設計」段階

熊本市公文書館(仮称)

2階 重要な文書及び資料保管フロア

本資料は基本設計段階のもので、
現在は実施設計の段階ですので、
一部変更の可能性があります。

鉄骨造2階建て
建築面積3018.12㎡
延床面積5081.93㎡
(基本設計段階)

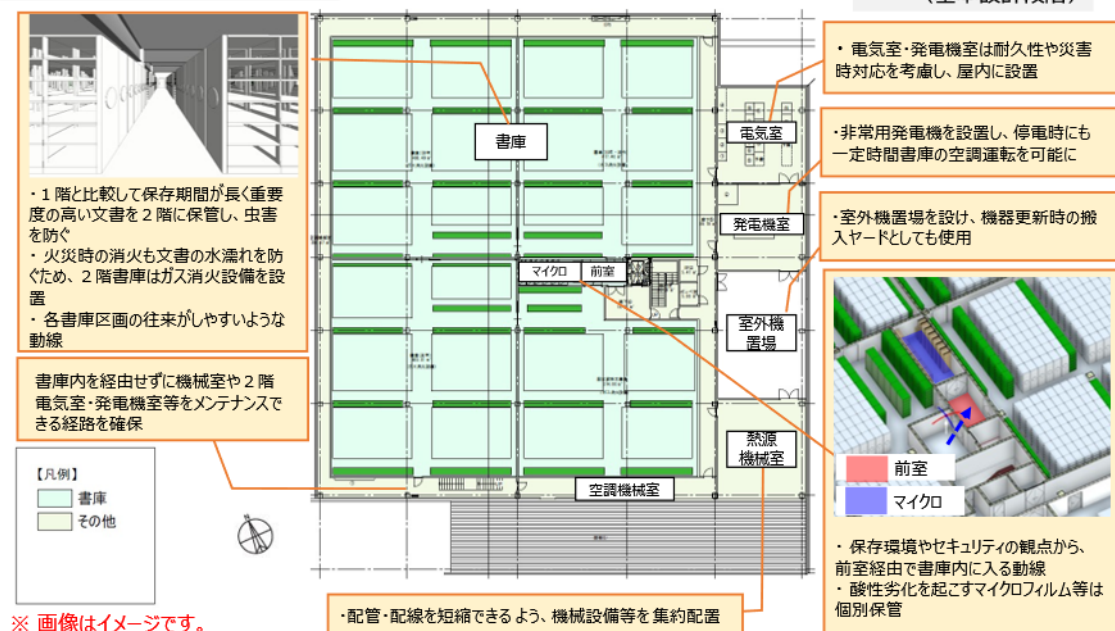


図4 熊本市公文書館(仮称)2階平面図 注)「基本設計」段階

山口県公文書等管理条例の制定と山口県文書館

山崎 一郎・山本 明史(山口県文書館)

はじめに

(1)令和5年(2023)3月14日「山口県公文書等管理条例」制定、6年4月1日施行

→ おおむね「公文書管理法」に準じる内容

(2)山口県文書館

①昭和34年(1959)4月1日開館、日本最初の公立文書館

→ 公文書館法(1987)・公文書管理法(2009)以前から県のアーカイブズとして機能

②県教育庁所属(管理条例以後も変更なし)

③館蔵資料(約58万点/R5年度)

i. 特定歴史公文書(歴史資料として重要な公文書/旧「行政文書」/含、国重要文化財)

ii. 行政資料(行政刊行物)

iii. 藩政文書(毛利家文庫・徳山毛利家文庫など旧藩庁文書)

iv. 諸家文書(古文書など地域資料)

v. 特設文庫(新聞文庫・教科書文庫など種類別コレクション)

④利用状況

i. 年間閲覧者数1,200名前後、年間利用点数11,000点前後

ii. 閲覧利用: 藩政文書40~50%、諸家文書20~30%、特定歴史公文書(旧行政文書)10%弱

⑤管理条例施行 → 山口県文書館にとって開館65年目の大きな転換点

i. 館業務が県の公文書管理の一環、最終地点にいつそう明確に位置づけられる

ii. 従来「行政文書」として閲覧提供してきた「歴史資料として重要な公文書」が「特定歴史公文書」と規定され、文書館での利用方法が大きく変更

iii. 2つの条例(「山口県文書館条例」と「山口県公文書等管理条例」)による業務

(3)今日の報告

①山口県公文書等管理条例の内容

②管理条例制定により館業務はどのように変わったのか → 歴史公文書の評価・選別、移管の現状

③公文書館法・公文書管理法以前から活動する自治体アーカイブズでの管理条例導入事例報告

= 先行するアーカイブズ業務と管理条例とのすりあわせに関する事例報告

*博物館・図書館などが公文書館機能を担う自治体で管理条例を導入するケースへの参考事例

I. 山口県文書館

(1) 設置根拠

①昭和 34 年 3 月山口県文書館設置条例→同 39 年 3 月：山口県文書館条例

②「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 30 条が設置根拠法令

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(2) 設置の経緯

①旧萩藩主毛利家から毛利家文庫(旧萩藩庁文書が中心・約 5 万点)の県への寄託

②県立山口図書館長鈴木賢祐および館員による諸外国アーカイブズ制度の研究 → 文書館構想へ

③小沢太郎県知事の米国立公文書館の視察

(3) 県公文書の引継

①昭和 38 年(1963)「山口県文書取扱規程」「山口県教育委員会文書取扱規程」の改定

→廃棄予定文書から歴史資料として重要な公文書を引継ぐ根拠を整備。「できる規程」。

第四十三条 文書取扱主任又は学事文書課長は、その保管又は保存に係る文書のうち、山口県文書館に引き継ぐことが適当であると認めるものがあるときは、館長と協議の上、これを文書館に引き継ぐことができる。

②平成 17 年(2005)「山口県文書取扱規程」の改正 → 「引き継がなければならない」へ

第四十四条

3 文書取扱主任又は学事文書課長は、文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、当該文書を文書館に引き継ぐことが適当であるかどうかについて館長に照会しなければならない。

4 文書取扱主任又は学事文書課長は、館長が前項の照会に係る文書を文書館に引き継ぐことが適当である旨を回答したときは、法令の規定により廃棄しなければならない場合その他特別の理由がある場合を除き、当該文書を文書館に引き継がなければならない。

③管理条例以前の状況

i. 各課送付の廃棄予定文書リストでの選別(文書館が依頼)が主→リスト未送付の課も

ii. 「特別の理由」(多くは「個人情報」を理由)による引継不可のケースも

iii. 文書の保存状況と廃棄リストとの齟齬

iv. 永年保存文書が存在

v. 文書主管課である県総務部学事文書課との連携の不十分さ

2. 管理条例の制定経緯

(1) 学事文書課主導で令和 3 年(2021)度から検討開始

①公文書の適正管理や電子化への対応した公文書管理体制の整備

②行政手続きのオンライン化の進行を契機とする、全庁的な文書の作成・整理・保存・移管・廃棄までの統一的ルール必要性

(2) 山口県公文書管理条例検討会の設置(外部有識者 5 名。3 年度 2 回・4 年度 4 回開催)

(3) 検討会事務局：学事文書課、教育庁学校運営・施設整備室、文書館

(4) 検討過程の議事 → 山口県 web サイト

3. 管理条例制定による変化

(1) 歴史資料として重要な公文書(特定歴史公文書)の位置づけが明確化

①管理条例の目的(第1条/管理法とほぼ同内容)

- i. 健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源
 - ii. 県民が主体的に利用し得るもの
 - iii. 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用等を図る
 - iv. 県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにする
- ②歴史資料として重要な公文書で知事(文書館)に移管されたものを「特定歴史公文書」と規定し、その保存・利用の方法が定められる

③①②により山口県が「歴史資料として重要な公文書」を保存・利用する目的が明確になる

i. 従来は「文書館条例」第1条が根拠

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

ii. 公文書館法

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(2) 県の公文書管理における文書館の位置づけ

①特定歴史公文書の保存・利用等に関する事項のうち知事の権限に属する事務を文書館長に委任する形 → 教育庁所属の文書館が「特歴」事務を扱うための措置

第三十二条 知事は、この章(「第三章 特定歴史公文書の保存、利用等」第14～32条)に規定する事項に関する知事の権限に属する事務を、規則で定めるところにより、文書館の長に委任することができる。

②県の公文書等管理全体の主管は知事(学事文書課)、特定歴史公文書の保存・利用に係る事務は文書館 → 学事文書課と文書館の業務の連続性、役割の明確化

(3) 特定歴史公文書の保存・利用に係る条例以下の新たな規則の整備

①従来の文書館での「歴史資料として重要な公文書」(旧「行政文書」)利用

- i. 「文書館条例」「文書館規則」「文書館利用規程」
- ii. 個人情報の扱い:「行政文書に含まれる個人情報の取扱い要綱」
→ 制限すべき内容・制限期間などを文書館が内規で定めたもの

②管理条例施行後

- i. 山口県公文書等管理条例施行規則
- ii. 山口県公文書管理指針 *保存期間区分、保存期間満了後の措置
- iii. 山口県特定歴史公文書の利用等に関する規則 *利用請求書等の様式等
- iv. 山口県特定歴史公文書利用等取扱要領
- v. 山口県公文書等管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準 *個人情報の制限期間

(4) 文書館条例の改正

①改正前

(設置)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という。)を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

(業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- 一 文書の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行なうこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行なうこと。
- 五 文書に関する専門的な調査及び研究を行なうこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行なうこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行なうこと。

②改正後

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定に基づき、山口県の公文書及び記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録を収集し、及び管理するとともに、これらの活用を図り、もって文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。

*ここでの「公文書及び記録」は「行政資料」を指し、特定歴史公文書を含まない、とする解釈

(業務)

第三条 山口県文書館(以下「文書館」という。)は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 山口県の記録並びに県内の歴史に関する文書及び記録(以下「文書」という)の利用に関すること。
- 二 文書を収集し、整備し、及び保存すること。
- 三 文書の目録、索引、解題、定本の作成及び配布を行うこと。
- 四 歴史の編さん及び配布を行うこと。
- 五 文書及び特定歴史公文書(山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第 号第二条第四項に規定する特定歴史公文書をいい、同条例附則第九項に規定により特定歴史公文書とみなされる同条第二項に規定する文書等及び同条例附則第三項に規定する既存の簿冊等を含む。以下同じ。)に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 文書の利用に関し参考となる助言及び案内を行うこと。
- 七 文書の展示及び文書に関する講習等を行うこと。
- 八 知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うこと。

*条例では「特定歴史公文書」の「専門的な調査及び研究」につき言及がないので、文書館条例で明記。

③改正点

- i. 文書館条例が定める業務から歴史的価値を有する公文書に関するものが除かれ、その上で、管理条例が定める特定歴史公文書に関する業務が知事から文書館へ委任される、という形
- ii. 文書館の業務が文書館条例と公文書等管理条例という2つの条例で規定される

(5)文書館における特定歴史公文書の位置づけ

管理条例以前		以後		性格	利用方法	写しの交付	審査請求
名称	利用体系	名称	利用体系				
藩政文書	文書館条例・規則・利用規程	(従来通り)		行政サービス	閲覧票	なし	なし
諸家文書	文書館条例・規則・利用規程	(従来通り)		行政サービス	閲覧票	なし	なし
行政文書	文書館条例・規則・利用規程	特定歴史公文書	管理条例・特歴の利用規則・利用等取扱要領	県民の権利	利用請求書	あり	あり
行政資料	文書館条例・規則・利用規程	(従来通り)		行政サービス	閲覧票	なし	なし
特設文庫	文書館条例・規則・利用規程	(従来通り)		行政サービス	閲覧票	なし	なし

4. 歴史公文書の評価・選別、文書館への移管

(1) 実施機関での公文書の整理・保存

- ① 実施機関でのレコードスケジュール設定 → 保存期間・保存期間満了後の措置など
- ② 保存期間：1年・3年・5年・10年・30年（「永年」廃止）
- ③ 保存期間満了後の措置
 - i. 廃棄予定 ii. 「歴史公文書」として知事（文書館）へ移管 iii. 保存期間の延長

(2) 「歴史公文書」の評価・選別

- ① 廃棄予定文書 → 廃棄以前に文書館による評価・選別（現状はリスト選別）
第ハ・九条「（廃棄の措置をとる前に）あらかじめ（略）歴史公文書に該当するか否かについて文書館の長の意見を聴かなければならない」
- ② すべての実施機関からリストが送付される → 条例以前との違い（学事文書課が調整）
- ③ 現状では「延長」以外のほとんどが「廃棄」予定とされ、文書館の評価・選別対象
- ④ リスト上での選別 → 実施機関へのヒアリング → 館内での検討会議（後述）
- ⑤ 文書館が「歴史公文書」と評価した文書は原則移管
- ⑥ 文書館と実施機関で意見が分かれた場合 → 実施機関の判断のみでは廃棄できない
 - i. 実施機関が廃棄しようとする場合、知事への報告が義務づけ（第8条）
 - ii. 知事は「当該簿冊等を廃棄しないよう求めるものとする」（第9条）
 - iii. 該当するケースがあった場合、学事文書課を交え実施機関・文書館で協議

5. 特定歴史公文書の利用 → 主に文書館閲覧室で

(1) 特定歴史公文書の目録作成、公表の義務化（第14条）

(2) 利用請求の手続き：▽は従来との相違点、▼は条例後の改善点

- ① 「特定歴史公文書利用請求書」の提出
 - ▽従来は「閲覧票」での利用。「特歴」以外はこれまでどおり「閲覧票」での利用
 - ▼利用者の混乱を防ぐため DB の改良（請求書・閲覧票の自動振分け）、利用者への丁寧な説明
- ② 30 日以内に審査、利用方法決定、通知（正当な理由がある場合は 30 日延長も可）
 - ▽従来は原則即日利用。ただし、別館書庫で管理する文書（1950～70 年代文書）は利用点数に応じて 10～30 日の審査期間（個人情報などのチェック）を設定していた。
 - ▼従来即日利用のものは管理条例後も原則即日利用とするため事前の審査を徹底
- ③ 「利用決定通知書」により全部利用・一部利用・利用不可を通知
 - ▽従来、利用できない文書、部分については利用者に口頭でその理由を説明
 - ▼即日「全部利用」できるものは、閲覧室での口頭通知で済ます
 - ▼即日利用可能でも「一部利用」のものは「部分利用決定通知書」を手交する必要あり
→ スムーズな対応ができるよう手順のマニュアル化
- ④ 利用の方法
 - i. 閲覧室での閲覧（自身での撮影も含む）
 - ii. 写しの交付（有料）
 - ▽従来、コピーサービスなし。複写は自身のカメラによる。
 - ▼大きな変更点。「特歴」以外は従来通りコピーサービスなし。利用者への丁寧な説明が不可欠

(3)利用請求に係る措置の決定方法

①利用が制限される情報(第15条)

- i.個人情報、法人情報、引継時に実施機関から意見書が添付されたもの等
- ii.上記の利用は「時の経過」を考慮 → 制限期間の目安:「山口県特定歴史公文書審査基準」

②利用請求に係る措置を決定するに際しては館内で「審査会」を実施

- i.「特定歴史公文書の利用請求に対する措置の決定に関する内規」を文書館で制定
- ii.利用方法、利用制限部分の決定、制限方法(マスキング・袋掛け等)などを決定
- iii.協議内容の記録、文書ごとの「カルテ」作成、DB化(判断の共有化)

(4)審査請求制度の新設

第二十四条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、知事に対し、審査請求をすることができる。

3 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山口県公文書管理委員会に諮問しなければならない。

6. 条例施行後における歴史公文書の評価選別・移管作業の現状

(1) 学事文書課が廃棄予定文書リスト提出を各実施機関へ依頼 → 同課を通じ文書館へリスト送付
〈廃棄予定文書リスト選別の課題〉

- ①各実施機関が「歴史公文書」(文書館への移管)を設定する例はまだほとんどない
- ②リストと現実の文書管理が一致せず、存在しない文書がリストに残るケースもある
- ③リスト上の文書名だけでは内容が判断できないものも多い → ヒアリングの必要性
- ④ヒアリング後、「保存延長」へ変更となる文書もある

(2) 文書館での廃棄文書リストによる評価・選別

①第1次移管案の作成

- i.館員8名を3班に分け評価選別を実施
- ii.各班でリスト選別(移管は○、内容確認が必要なものには△) = 第1次案

②特定歴史公文書担当3名が第1次案をチェック = 第2次案

③ヒアリングリストの作成

- i.第2次案を館内で回覧(最終チェック) = ヒアリングリストの完成
- ii 学事文書課を通じ各実施機関へヒアリングリスト送付
→ スムーズなヒアリングのため、質問事項を類型化、問診形式で事前に通知

④各実施機関へのヒアリング

- i.日程調整は学事文書課
- ii.本庁は現地、出先機関はオンライン(学事文書課の立会い)。30分～1時間。
- iii.ヒアリング内容
→ 文書(事業)の内容、性格。事業に係る国・市町村と県の関係、本庁・出先の関係、
文書内容と行政刊行物やウェブサイトとの関係(公表の有無)など
- iv.ヒアリング終了後、ヒアリング内容、評価選別判断理由、結果を記録として残す

⑤館内での評価選別会議の実施

- i.ヒアリング結果を踏まえ、館内で評価選別会議(副館長+公文書担当)を開催
- ii.最終移管案の作成 → 起案・決裁

⑥最終移管案を学事文書課へ送付 → 各実施機関へ

(3) 歴史公文書の移管及び整理作業

① 各実施機関での移管準備作業

i. 文書名の確認

ii. 「特定歴史公文書利用意見書」「著作権権利状況確認調書」の準備

② 各実施機関が歴史公文書整理室(旧山口県庁舎内の一室)へ文書を搬入、文書館受取

i. 搬入日の調整は学事文書課

ii. 1点ずつ確認の上、受け取り

iii. 仮番号を付け、実施機関ごとに箱詰め

③ 公開に向けた作業 → 目録作成、ラベル貼付、保存措置(簡易補修、セロハンテープ、金属類の除去)

(4) 条例後の変化

① ヒアリングの実施により、各実施機関の業務内容や文書作成過程への理解が深まる

→ 文書館での精度の高い選別が可能に

② ヒアリングの実施が、各実施機関へ「文書館は歴史公文書としてどのような文書を残そうと考えているか」を伝える機会となる。条例の趣旨理解の深化にも寄与。

③ ヒアリングおよび文書館での段階的な評価・選別作業を通じ、館員の評価選別スキルの向上、評価選別基準、判断の統一へ

④ 学事文書課との連携により、各実施機関からのリスト提出、ヒアリングの実施、引継作業日程の調整などが条例以前と比べ飛躍的にスムーズに

7. 課 題

(1) 書庫問題

(2) 実施機関職員への条例の周知徹底

(3) 「みなし特定歴史公文書」(条例施行以前に文書館が引継ぎ、まだ公開していない文書)への対応

(4) 電子公文書への対応

高校生と考える歴史資料保存

高木 康博(熊本県立東稜高等学校)

中村 尚道・石原 葵・岩村優大(東稜高等学校図書委員会アーカイブズ班)

東稜高校は今年度で開学38年目を迎える。2016年の熊本地震には避難所ともなった学校であったが、2年後に私が赴任した際には震災関係資料の残存状況は芳しくなかった。そのような中、中止となった体育祭のポスターのゲラが私のところに持ち込まれたことが、生徒図書委員会の中にアーカイブズ班をつくる契機となった。

班員となった生徒たちは、生徒会室他校内の各執務室・倉庫を訪れ本校の歴史を物語る資料を収集し、クリーニング作業・学習・展示へと進めていった。文化祭や図書委員の研修会・校内掲示等を通じ、多くの方に観覧していただき、東稜生としてのアイデンティティの獲得に繋がった。

さらに別途託された文書について考える中で、県庁文書や戦時期の資料疎開に関わった人々、地域資料についても考えを深めていった。今回生徒たちが発表するのは、日露戦争従軍中、親友の目前で命を落とした一兵士の最期を家族に知らせた手紙になる。悲惨な戦争に思いを馳せると同時に、熊本ではあまり残存していない末端兵士の手紙が100年以上も個人で守り続けられた意味について考えた。アジア・太平洋戦争終結後80年を迎える今年、県立の公文書館・博物館もないこの県において、教員・高校生として歴史資料の保存について何ができるか、考えていきたい。(以下2019年度から2024年度までの取り組みを一部あげた。発表のパワーポイントはかなりの数になるので割愛した。報道されたテレビ番組は1番組のみ紹介する。)

『東稜のあゆみ 2019』より

○東稜高校アーカイブズ(今年度から実施、切り抜き参照)

目的: 東稜高校の歩みを物語る歴史資料を収集・保存・活用するため、収集した資料をアーカイブズとして展示、一般に公開することで、本校についての周知を図る。

期日:<外部への公開>11月16日(土)・18日(月)(生徒へは授業・放課後等を使い適宜公開)

展示内容: 開校関係資料(初代花吉洋一校長直筆の校銘板、東稜高校開設事務所看板、校舎建築アルバム・阿蘇中岳から学校までの競歩会完歩認定証、新聞切り抜き他)、体育祭・文化祭のポスター・パンフレット、『学校案内』、『あかね(図書部発行)』、『東稜高校新聞(新聞部発行)』、『東稜会報(育友会発行)』、『東稜通信(同窓会発行)』、『東稜』(生徒会発行)、卒業生関係資料他



授業での活用

※ 卒業生やその保護者だった方々が多数来場され東稜高校に対する溢れんばかりの思いを寄せていただいた。準備や当日の案内に当たった生徒たちは伝統が脈々と受け継がれていることを実感し、大きな刺激を受けた。(その他卒業生の方が中学生の子どもさんを連れて入場された。)

在校生には授業等を通じて説明をした。自分の通う学校の歴史や伝統に感慨を覚え、中には歴史やアーカイブズに興味や関心を強く示す生徒も見られた。卒業生・保護者・生徒からは常時観覧できるように整備し、東稜高を地域に広くアピールしてほしいと強調された。

＜「東陵高校アーカイブズ」を開館します
～高校生手作りの高校アーカイブズです～＞

東陵高校は今年で創立32年目を迎えます。本校は、第2次ベビーブーム世代の高校進学に対応するため、1988年熊本市東部地区に新設されました。周囲に家屋等もまばらな中、広大な熊本県立茶業試験場の跡地にギリシア建築を彷彿させる真新しい校舎が建設され、以後着実な歩みを進めてきました。

本年の文化祭で図書委員会は、「東陵キャンパスヒストリー」という企画に挑戦する中で、本校の素晴らしい歴史に触れることができました。特に学び舎に集った生徒・職員が一から作り上げた輝かしい伝統（体育祭・文化祭・読書会・部活動・生徒会活動他）、在校生・卒業生の活躍（文部科学大臣賞に輝いた生物部＜自然科学部門＞、上村和代さん・草野翔平さん＜弁論部門＞、小宮田さん＜図書委員＞、高崎裕士さん＜律儀二味線演奏家＞他）には目を見開かれました。

また、資料を収集する中で開校関係資料（初代校長直筆の校銘板、東陵高校開設事務所看板等）や歴年の文化祭・体育祭ポスターを保存（2016年の熊本地震で中止となった幻の体育祭ポスターも保存されていました。）してあることに気づき、驚きと大きな喜びを感じました。

一方、気がかりなこともありました。それは熊本地震で本校が、3か月間避難所となった当時の震災関係資料（全国からの応援メッセージ等）があまり残されていないこと、近年の資料が整理されないまま無残されたケースがあることです。

そこで図書部・図書委員会では、本校の歴史を後世に伝える資料をきちんと収集・保存し活用できないか、また、職員・生徒の利用に供し、さらには地域の方々との関わりに供することはできないかと考えました。その結果アーカイブズを図書館内につくるといふことになりました。

アーカイブズとは、公文書館・文書館と日本語訳されていますが、組織体の公文書などの歴史資料を収集・保存・活用する機関・施設のことをいいます。国外ではアメリカ合衆国の国立公文書館が知られていますが、日本にも国立公文書館があり、39の都道府県立の公文書館、12の政令指定都市・36の市区町村の公文書館があります（熊本県内には天草市立天草アーカイブズが2012年に開館しました。）。また、大学図書館として、京都大学・九州大学・広島大学・北海道大学などでも素晴らしい取り組みが続けられています。

しかし、高校にはまだ文書館の産声は上がっていない状況です。わたしたちは、発見した本校の隠れる貴重な資料を、生かし未来に引き継いでいきたいと考えています。東陵高校には開校以来、日らの智識と熱意と努力によって未来を切り拓いていく「東陵スピリッツ」＜東陵＞が脈々と受け継がれています。文化祭企画から始まった取り組みを図書週間に合わせ発表させていくため、ここに高校生手作りの「東陵高校アーカイブズ」を開館いたします。皆様方の御来場をお待ち申し上げます。

東陵高校読書週間 一般公開企画

東陵高校アーカイブズ

～高校生手作りの高校アーカイブズ～



旧文庫蔵書（1987～1990年）



創立時に贈られたポスター（1989年）



アーカイブズの利用にはお役所蔵の資料も活用されています。



第33回読書週間「東陵高校読書週間」の企画で、図書部が文部科学大臣賞（2017年）

日時：令和元(2019)年 11月 16日(土) 9:00～12:15
・18日(月) 13:00～17:00

会場：東陵高校職員研修室（図書部蔵書）

主催：東陵高校図書部・図書委員会

住所 熊本市小塚4丁目5番10号 TEL 096-369-1008



『東稜のあゆみ 2020』より

○東稜高校アーカイブズ(2019年度から実施)

目的: 東稜高校の歩みを物語る歴史資料を収集・保存・活用するため、収集した資料をアーカイブとして展示、公開することで、本校についての周知を図る。

期日: 9月11日(金)<東颯祭>~12月 (生徒へは授業・放課後等を使い適宜公開)

展示内容: 開校関係資料(初代花吉洋一校長直筆の校銘板、東稜高校開設事務所看板、校舎建築アルバム・阿蘇中岳から学校までの競歩会完歩認定証、新聞切り抜き他)、体育祭・文化祭のポスター・パンフレット、『学校案内』、『あかね(図書部発行)』、『東稜高校新聞(新聞部発行)』、『東稜会報(育友会発行)』、『東稜通信(同窓会発行)』、『東稜』(生徒会発行)、卒業生関係資料他

※ 昨年度は外部公開が可能だったので、卒業生やその保護者あった方々が多数来場され東稜高校に対する溢れんばかりの思いを寄せていただいた。

今年度はコロナ禍で文化祭は外部の方には遠慮していただき、校内関係者中心の公開となった。ただ、1年生図書委員アーカイブズ班にとっては東稜高の歴史と伝統に触れる初めての機会となり、様々な資料に出会う中で2年生と協力し意欲的に取り組むことができた。

準備や当日の案内に当たった生徒たちは伝統が脈々と受け継がれていることを実感し、大きな刺激を受けた。また、在校生には授業等を通じて説文化祭の展示で説明をした。自分の通う学校の歴史や伝統に感慨を覚え、中には歴史やアーカイブズに興味や関心を強く示す生徒も見られた。

今回の取組は、11月に本校を当番校として開催された熊本市地区生徒図書委員研修会において他校の先生方・図書委員生徒に絶賛された。



文化祭の展示で説明にあたる生徒

『東稜のあゆみ 2021』より

○東稜高校アーカイブズ班の取組(2019年度から実施)

熊本県高等学校文化連盟(高文連)の事務局が2021年度から5年間本校に置かれることになり、部屋の配置換えが前年度の3月に行われた。4階の教育相談部が図書館閲覧室入口左の職員研修室に入ることになり、研修室の荷物(職員研修室は元図書館付属のラーニングルームであり、スペースの半分は図書館の書庫として使用していた。)を向かいの司書室に3ヶ月かけて移動した。大量の書籍・資料を本棚・重ね戸棚とともに運ばざるをえなかった。現在司書室内は本で埋もれ、作業スペース・打ち合わせスペースもない状態である。

本校の栄えある歴史に関わる展示と保存スペースがなくなったことで、アーカイブズ活動に意欲的に携わってきた生徒たちは、やり甲斐を失い沈滞ムードが漂ったが、図書館入り口前に展示ボードを設置してもらい、5年間の経過措置としてこの場所での複製資料を中心とした展示に切り替えていくこととなった。現物資料の展示はできないので、迫力には欠けるが、図書館や教育相談室への入室前後に立ち止まって熱心に見学している生徒の姿がよく見られた。歴史の一端を解説すると「東稜高校ってすごい学校なんですね。」という声が聞かれた。

また前年度末に放送部から大量のビデオテープ(かびが生える寸前だったが、開校初日の入学式・第一回体育祭・文化祭等を含む約20年分の撮影テープが数百本)を寄贈してもらった。アーカイブズ班の生徒はクリーニングと年度別整理を行い、コンテナボックスにかび防止剤とともに収納した。

さらに、前年度作成したパワーポイント『東稜高校アーカイブズ』を元に、音声を録音し、東稜高校の歴史とアーカイブズ班の取り組みを解説するDVDを作成した。新しく班に加わった1年生は「東稜高校と熊本地震」というテーマで校内展示を行う準備をしているところである。2016年4月の熊本地震から6年になろうとしているが、震源に最も近い高校であっても当時の資料が随分と失われ、職員の異動・生徒の卒業で記憶の風化が進行しているのが現状である。4月を震災月間と捉え、しっかりと取り組んでいきたい。



東稜高校アーカイブズ壁面展示



東稜高校アーカイブズ壁面展示



ビデオテープのクリーニング作業



パワーポイント『東稜高校アーカイブズ』録音作業(3年)



「東稜高校と熊本地震」展示準備作業



2021年度アーカイブズ班(1・2年生)

『東稜のあゆみ 2022』より

○東稜高校アーカイブズの取組(2019年度から実施)

・『熊本地震と東稜高校』展 2022年4月～

甚大な被害を出した2016年の熊本地震から6年が経ち、本校でも地震発生当時に在籍した職員もあと数年でほとんど異動となる。また、4年もすれば震災時に小学生にもなっていない世代が本校に入学してくる。そのため震源に最も近い高校である本校で、震災を忘れることなく、防災意識をきちんと持ち続けるため、熊本地震関係資料を収集し、保存を図り、展示に繋げていった。

図書部では、これまでに総務部・防災主任・体育科・情報企画部・生徒会他の協力により関係資料の収集にあたってきた。また、生徒図書委員会アーカイブズ班は数百枚に及ぶ写真から展示するプリントを選び、場所を特定し、解説文を作成していった。展示場所は、2階の職員室に向かう通路の手前のスペースを使用した。(人の行き交うところではあるが、日差しが強く展示場所としてはあまり適当とはいえなかった。)

震災関係の展示は、行政機関等でなされたことはあったが、学校アーカイブズとしての展示はこれまでになかったもので、評判が評判を呼び、マスコミからの取材が相次いだ。初めての取材に生徒たちは戸惑いながらも、災害を風化させてはいけないという熱い思いを語った。

復旧が進み現在は地震の跡を感じる事が難しい中にも、生徒・職員は通りすがりや、授業時に見学するなど、学び舎の震災時の姿に様々な思いをもって観覧する姿が見られた。マスコミの方からは、学外の方にも広く見てほしいとおっしゃっていただいた。コロナ渦中で学外への公開ができなかったのは残念であったが、本校で開催する意義の極めて大きな展示となった。(参照 展示チラシ・新聞記事)



展示準備作業



展示準備作業



展示



テレビ取材を受ける生徒

・『熊本の空襲と東稜高校アーカイブズ』展 2022年7月～

2022年2月のロシアのウクライナ侵攻は世界に衝撃を与えた。ウクライナ各地の被害の様子は、かつてアメリカ合衆国の空襲にさらされた日本の惨状を想起させた。そこからわたしたちの住む熊本に目を向けると、中心市街地を焼かれ、県下各地で被害が相次いでいたことに気づかされることとなった。

生徒図書委員会アーカイブズ班は、図書館内にある資料を調べ、職員持ち込みの新出の歴史資料を解読し、県立図書館や熊本県庁で関連資料の確認を行った。その結果新出の資料は、1934(昭和9)年に熊本県下で行われた「熊本地方防空演習」の際、各家庭に配布された掲示物であることが判明した。『熊本県警察史』に新聞記事の紹介はなされているが、原資料の提示はなされていないので、発行主体である熊本県に確認するため熊本県庁等を訪れ、この掲示物がこの世に一点しか存在していないことを突き止めた。他県の同様の資料は存在が知られているが、県立の公文書館も博物館もない熊本県ではこの一点しかないことに身震いした。さらには、戦争体験者の話を聞きに行く生徒もいた。

俄然やる気になったアーカイブズ班の生徒は、分担をして旧字体で書かれた資料を読み解き、パソコンに入力し、パネル作成へと繋げていった。学習会にはKKTの取材が入り、アイドル・モデルの上國料萌衣さん(アンジュルム)の参加もあった。また、県立図書館のマイクロフィルム等の関連資料を調査・収集する際には、NHKの取材も受けた。

秋の文化祭で今までの成果を発表するため、生徒は夏休み中しっかり取り組んだ。関連資料をさらに充実させ、空襲の意味を考える画期的な展示とすることができた。毎日新聞・熊日新聞の取材も受け、生徒たちは、自分の思いをそれぞれ語り、大きく掲載していただいた。文化祭後も展示は続き、授業でも活用することで、歴史資料保存の大切さとウクライナでの出来事を熊本から考えることに繋がっていった。(参照 展示チラシ・新聞記事)



わからない文字を辞書で確認



旧字体を新字体に



マイクロフィルム調査(県立図書館)



上國料萌衣さんとのトーク(KKT 取材)



展示作業



上國料萌衣さんを囲んで



展示



授業での活用

・パワーポイント

『東稜高校アーカイブズ～わたしたちの歩み』（2022 年度バージョン）作成

前年度作成したパワーポイント(画像・音声入り)をもとに、今年度全国大会等で躍進し 弓道部・放送部の活躍を紹介し、さらに進化した東稜高校アーカイブズの姿を届ける内容となった。新しく図書委員から2名がナレーションに加わり、一生懸命練習して完成にこぎつけた。

文化祭における体育館のステージ発表で本作品を披露したが、コロナ渦の影響で、1学年生徒のみ対象の観覧となった。生徒たちからは「東稜生、頑張ってる」「すごい」「誇りに思う」との声が聞かれた。

・「日本一になった東稜生」展示(売店前掲示板)

本年度夏、北岡由衣さん(3年生・33期生)が全国高校総体(インターハイ)弓道女子個人で優勝した。このことを契機に、これまで日本一になった生徒の事績も含めて顕彰する**記念碑**が同窓会によって生徒昇降口手前につくられた。日本一の生徒の選定にあたり、**アーカイブズの資料を提供**し、当時の新聞記事を中心に売店前で**展示**をおこなった。

中でも、山下靖喬さん(20期生)が2009年に津軽三味線コンクール全国大会一般の部(プロ・アマ不問)で日本一になったことを想起する中で次のことに気づかされた。それは人の記憶は曖昧であり、その時在勤したとしても行事名・賞・受賞者名は正確には覚えていないものであり、また頻繁に異動のある公立高校では、職員の入れ替わりとともに優れた業績も風化していくものであるということである。だからこそ記録し、保存しておくことが何よりも重要である。4年後には40周年、さらには50周年を迎えるであろう本校がこの困難な時代状況を乗り切っていくためにも、日々の記録をきちんと蓄積し、利活用していくことが喫緊の課題であると改めて感じた次第である。

上記の展示に併せて「東稜生の活躍」のコーナーも設置し、生徒たちの学校への誇りの醸成に繋げた。



記念碑を囲む同窓会役員の方と北岡由衣さん



・東稜高校公文書を中性紙の文書箱に一部収納

これまでに写真を貼ったアルバムやポスターの一部は文書箱に収めていたが、簿冊になった公文書収納に着手できたことは資料保存に向けての大きな一歩となった。



・「東稜高校アーカイブズ規程」

日本の高校初の職員による「アーカイブズ委員会」が2021年度から設置された。その委員会に対して図書部から全国初の「(高校)アーカイブズ規程」(案)を2021年6月に提案した。2022年2月の委員会後に管理職の先生方から少し待ってほしいとのことで繰り越しとなり、2022年度も修正待機中である。

熊本県は他県と違い、県立の博物館も公文書館もないので、多くの歴史資料が失われ、災害等の周知・対策が十分には取られることなく2016年の熊本地震の悲劇を迎えてしまった。(明治22年の熊本地震の記録は、強い揺れが何度も襲う直下型地震であることを明白に示していたにもかかわらず。)

本校でも地震発生時から数年はしっかりと対応がなされたが、時間の経過と職員の異動に伴い、防災関係資料が多数行方不明となっている。昨年度末には図書館まで提出をお願いしていた文書を含め、大量の資料を廃棄された部署もあった。また、今年度よりデジタル化の一層の進展により会議資料がタブレットでの視聴となり、印刷物の減少により、紙媒体での収集に困難をきたし、今後どれくらいの文書が残るか予断を許さない状況である。東稜高校が今後40周年・50周年と歩みを進めていくためにも、日々の記録をきちんと収集し、保存し、活用する「東稜高校アーカイブズ規程」の一刻も早い策定と実動が待たれるところである。

『東稜のあゆみ 2023 』より

○東稜高校アーカイブズの取組(2019年度から実施)

・『熊本の歴史資料を守った人々』展

昨年度開催した『熊本の空襲と東稜高校アーカイブズ』展と、今年度6月に開催した第6回東稜ライブラリーシネマで上映した『疎開した40万冊の図書』を受けて、熊本の歴史資料が戦争や資料廃棄等からどのように守り抜いてこられたかを伝える初の本格的展示を開催した。

中でも熊本県庁の重要公文書(神風連の乱・明治22年熊本地震関係他)が一部とはいえ、戦火から守るために中林幾平さん方(熊本市麻生田)へ運ばれ、敗戦後中嶋秀雄さん(元大阪毎日新聞記者、県教育民生部嘱託)の斡旋により県立図書館の所蔵となっていた過程を上田満子さん(元県立図書館司書)の研究を参考にさらに探っていった。幾平さんの肖像画や中嶋さんの写真が世に出るのは初めてのことであり、また徳富蘇峰記念館(神奈川県)の御協力により、中嶋さんと徳富蘇峰との関わりを物語る書状も展示することができた。

その他、戦後の熊本県庁文書や合併前の町村役場文書の保存にあたった谷川憲介氏、熊本陸軍幼年学校図書・相良文書の保存に尽力した荒木精之氏(文学者)らの活動を紹介し、熊本県のアーカイブズ史に残る画期的な取り組みとなった。図書委員会アーカイブズ班の生徒は、日常の学習活動を踏まえ、熊本市歴史文書資料文書室・県立図書館等での調査、現世帯主中林一茂様宅訪問調査等を通じて、謎多き戦後の混乱期の出来事の一部に迫っていった。(展覧会については毎日新聞で大きく取り上げていただいたので別紙記事を参照)

文化祭に合わせて始まった展示は、お世話になった中林様・保護者の方以外にも熊本大学文書館アーキビストや熊本市総務局行政管理部総務課からも来館されるなど観覧者の関心のレベルの高さ・反響の大きさに生徒たちは戸惑いながらもうれしさを滲ませていた。熊本市からは後日熊本市公文書館整備基本計画策定のパブリックコメントを依頼されるなど高校で行う展示としては破格の扱いを受けた。

今日全国ではほとんどの都道府県で公文書館が設置されているにもかかわらず、残念ながら熊本県はいまだに具体的な構想をもっていない。戦後最大級の災害6・26水害に関する公文書ですら残されていないのが現状である。2016年熊本地震の前に「熊本には大地震はこない」という誤った都市伝説が広められたのも博物館や公文書館を熊本県がもっていないことがその一因であることは否めない。その意味でも今回高校生が歴史資料保存の大切さを考える展示に挑戦したことは極めて意義あることと再確認した次第である。



熊本市歴史文書資料文書室で調査



県庁文書の疎開先の中林様に話を伺う



展示準備作業



アーカイブズ班の学習風景



文化祭に来校された中林様を囲んで



『熊本の歴史資料を守った人々』展 展示風景



『熊本の歴史資料を守った人々』展 展示風景



授業での活用



授業での活用

『東稜のあゆみ 2024』より

○東稜高校アーカイブズの取組(2019年度から実施)

・『日露戦争120年～激戦地からの手紙を読む～』展

今年度6月に開催した第7回東稜ライブラリーシネマで上映の『きずあと 101歳 戦争と平和のレクイエム』と1945年7月1日の熊本空襲の日に合わせ、昨年度開催し、好評を博した『熊本の歴史資料を守った人々』展を再度展示した。

さらに今年度が日露戦争勃発から120年となるため、熊本県出身の一兵士の手紙から見た日露戦争とその意味について考える企画に生徒図書委員会アーカイブズ班が取り組んだ。

5月から昼の時間に崩し字の基礎学習に1年生も参加し、旧字体・旧地名・歴史用語・近代史概説等の基本学習を積み重ねていった。手紙等の資料は菊池市にお住まいだった氏森一憲さんから寄せられたものであった。御本家近くの神社にある日露戦役紀年碑調査・採拓した拓本の裏打ち作業、亡くなった氏森伊平さん(一憲さんの大叔父)の墓石調査、手紙を出された川口仁市さんについての調査等生徒たちは精力的に取り組んだ。

休日・放課後と時間を割いて迎えた文化祭での展示。衆議院が突如解散されたあおりで、マスコミに取り上げていただくことは困難な状況であったが、合間を縫って熊日・西日本・KAB さんに取材していただいた。初めてのインタビューにどぎまぎしながらも1年生もしっかりと答えていた。文化祭当日から保護者の方・中学生・本校卒業生他多数の来校があった。県外からも多くのお尋ねをいただいた。後日新聞に展示への思いを投書された方もおられ、学校から発信していくことの大切さを改めて感じ次第である。さらに歴史総合などの授業でも生徒たちに観覧の時間を設けたことで地域から日本や東アジアの歴史を見つめることへと繋がった。

本校地歴・公民科の教員にも展示をみてもらい、「内容が素晴らしいので是非とも2月に開催される地歴・公民科研究発表大会に出場してほしい」と声かけをされた。生徒たちも出場したいと強い意志を示し、急遽参加することとなった。昨年度最優秀賞の済々黌高校歴史研究部はまた素晴らしい発表をするかと思われたが、準備ができず出場断念とのことだった。

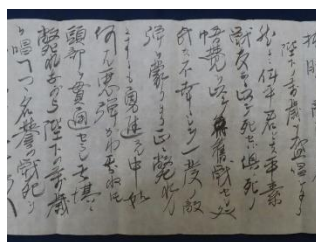
本校からはアーカイブズ班の西島直希(2年生)、中村尚道・石原葵・工藤航平(1年生)で参加登録した。西島・中村・工藤の三人は放課後、年末・年始の休日にも返上して準備にあたった。工藤は部活動の関係でサポートに徹した。調査研究、原稿・パワーポイント作成、発表練習と生徒たちは主体的に精力的に取り組んだ。

2月15日、熊本県高等学校生徒地歴・公民科研究発表大会(於 熊本学園大学)において、各校に混じり生徒

たちは精一杯持てる力を発揮した。1年生の出場は本校だけであつたが、質疑にも臆せず、しっかりと答えることができた。結果は最優秀賞(熊本大学教授や県教委指導主事を中心に審査)とギャラリー賞(参加校の生徒同士で投票)の2つの賞をいただいた。長く大会を見続けられた先生方からは過去最高レベルの内容と惜しみない賛辞をいただいた。生徒たちにはそれぞれの成長に繋がる経験となった。図書部の取り組みに厚みが増した一年だった。



日露戦争で亡くなられた氏森伊平さん



伊平さんの戦死を家族に
知らせる手紙



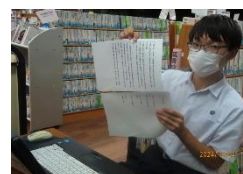
歴史資料を保存されてきた氏森一憲さん



学習会風景



パソコン入力・資料作成



日露戦役記念碑調査



拓本の裏打ち作業



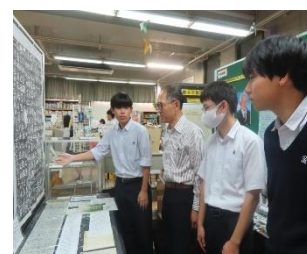
墓石調査

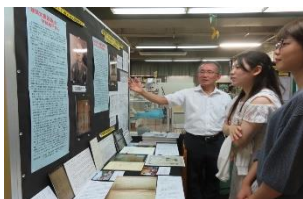


マスコミ取材



展示解説





卒業生・大学生も観覧



授業での活用



熊本県高等学校生徒地歴

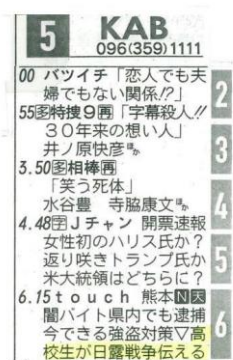
公民科研究発表大会に向けて



大会で発表



最優秀賞とギャラリー賞を受賞



2024(令和 6
り11月15日(金)に放送)

<新聞記事は、新聞記事等にみる東稜高校2024年7月2日・10月24日

熊本日日新聞、10月25日西日本新聞、11月6日熊本日日新聞、
2025年3月31日毎日新聞を参照してください。>

地域資料調査の現在

全史料協 大会・研修委員会

熊本県天草市で開催します全史料協第51回全国大会の大会テーマ研究会は、久方ぶりに「地域資料」をテーマとし、これまで展開してきた資料の保存・活用の前提となる、アーカイブズにおける調査研究の在り方について、議論を深めたいと思います。

「地域資料」＝古文書等歴史資料を取り巻く全国的な状況は、日々年を追って重ねるごとに、その保存の難しさが際立ってきています。それは、地域における歴史資料の散逸が激化しているからです。

これまでも、地域の過疎化、世代交代による古文書についての無関心などが、歴史資料散逸の原因として語られてきました。加えて近年は、全国各地で打ち続く大地震、今までに経験したことのない集中的な大雨等、様々な激甚的な自然災害の影響が、地域資料の散逸・廃棄に拍車をかけているのです。これらの地域資料を取り巻く問題は、地域社会の人口減少という問題とリンクして、全国的に「家仕舞い」「村終い」という課題が顕在化しており、地域資料の「現地保存の原則」はもはや危機的な状況にあるといえます。

本年の大会は、地域における地域資料の現状について全国的な視点から改めて考える機会としたいと思います。その中でも、地域資料の保存・活用活動の一番の基本である自治体アーカイブズにおける「地域資料調査」事業の現在地を確認し、今置かれている資料の保存・活用に関する諸問題を共有するとともに、これからの地域資料の保存・活用の在り方を検討してみたいと思います。

報告は開催地より①松野恭子氏（天草アーカイブズ）に、天草史料調査会の活動を母体に現在も調査が継続している「天草アーカイブズ夏期史料調査事業」の基本的な考え方と、「天草アーカイブズの今」という視点から、地域資料調査の現状と課題を提起していただきます。

また九州の地からは、②松尾大輝氏（大分県立先哲史料館）より、同館が四半世紀以上にわたって展開してきた「大分県記録史料調査事業」が再び「県下一斉民間所在史料の所在確認」調査を行うということで、これまでの調査活動を総括し、現状の課題と今後の取り組みについてご報告いただきます。

さらに愛知県からは、③加藤規博氏（愛知県公文書館）に、近年終了した『愛知県史』編さんの成果と課題、公文書館に引き継がれた地域資料、二次資料を含む編さん収集・作成資料の保存・公開の方法、自治体史編さん事業終了後の資料所在情報の管理など、その取り組みについてご報告いただきます。

大会テーマ研究会では、この3つの調査事業の事例をもとに、会員の皆様が各地でこれまで取り組んできた地域資料調査（事業）における成果と諸課題との比較から、地域資料調査の在り方を全国的な共通の問題として考える機会としたいと思います。

今大会における活発な議論を通じて、地域資料のより良い保存・活用の在り方を皆様と考え、提言していくことができれば幸いです。

天草アーカイブズにおける公民協同での資料整理活動

松野 恭子(天草市立天草アーカイブズ)

はじめに

今回は、天草史料調査会との関わりから始まった天草アーカイブズの設置や業務を紹介するとともに、天草史料調査会から地域史料調査協力員制度へ引き継ぐことで展開している民間所在資料調査・保存活動について報告する。

1. 天草市の紹介

平成 18(2006)年 3月 27 日 誕生

2市(本渡市・牛深市)、

8町(有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町・河浦町) の合併

熊本県南西部の、周囲を海に囲まれた天草上島と天草下島および御所浦島等で構成する天草諸島の中心部に位置する。

面積 683.82 ㎡(2024 年10月現在)

人口 72,516 人(2024 年3月現在)



2. 天草アーカイブズについて

2-1. 沿革

平成 14(2002)年4月 1 日

本渡市で開館「本渡市立天草アーカイブズ」

当初は本渡市立歴史民俗資料館内に併設

(教育委員会所管)

平成 18(2006)年3月 天草市誕生

これにより総務課の出先機関となる

平成 19 年4月 天草市五和支所内へ移転

令和 5(2023)年1月 天草市志柿町へ移転リニューアル

2-2. 設置の経緯

○天草史料調査会の活動 平成7(1995)年～

・ボランティアの民間資料調査団体 平成9(1997)年結成、活動は平成7年から

・本渡市立歴史民俗資料館から未整理所蔵古文書の整理を委託される(年に5日間程度)

・天草島内の本渡市以外の自治体の古文書も無償ボランティアで整理

⇒平成 12(2000)年8月、天草史料調査会と本渡市長の交流会…歴史公文書の重要性について啓発

⇒文書廃棄のストップ・文書移管受入れの開始・市職員への啓発・・・天草史料調査会メンバーの協力
⇒設置審議会からの提言：地域アイデンティティ創造のため地域史料や公文書を広く活用できる施設を
⇒公文書館の設置へ

2-3.改修・移転事業

○移転前は最大で6か所の館外書庫

平成 25 (2013) 年度～平成29年度で3回の館外書庫移転(各 2,000～5,000 箱)

○平成 31 (2019) 年1月

運営審議会「天草アーカイブズの今後のあり方と方向性について(答申)」提出

→当時の天草市長から、館の移転先検討について指示あり

→令和 2 (2020) 年度 移転場所を閉校小学校校舎に決定

○令和 3 年度改修工事・令和 4 年度移転

改修費用の一部に総務省過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域遊休施設再整備事業)

＊施設利用に関して都市部との連携や地域間交流事業があるか → 史料調査事業

○リニューアル後の施設概要

閲覧室、多目的フロア、研修室、作業室、書庫、事務室

→資料の管理能力の向上、資料閲覧の利便性向上、普及事業を館内で展開できるように

2-4.運営状況及び業務

○行政資料(職員2・会任2)、地域史料(学芸員1・会任2)、映像資料(会任3※うち学芸員1)に分かれて整理(令和 7 年度 計 10 名)

○閲覧・行政利用等件数

	一般閲覧申請内訳						複写 申請 点数
	行政資料 (件)	行政資料 (点)	地域史料 (件)	地域史料 (点)	映像資料 (件)	映像資料 (点)	
R5	7	78	35	138	20	301	564
R6	9	16	33	225	19	1,424	1,183

	市職員の行政利用申請内訳					
	行政資料 (件)	行政資料 (点)	地域史料 (件)	地域史料 (点)	映像資料 (件)	映像資料 (点)
R5	58	167	10	114	2	11
R6	38	245	6	69	3	131

○行政資料(職員2・会任2)

・対象：市役所本庁・支所、出先機関、市立病院、小中学校、保育所など

・保存年限満了文書の全量移管(近年は年間平均約 900 箱受入れ) ※R7 現在電子決裁は低運用

・令和 6 (2024) 年度末時点 移管受入れ総箱数 33,632 箱(合併直後 H18 が最多約 9,500 箱)

- ・評価選別・・・平成 20 (2008) 年度から第一次選別基準をもとに開始
→令和 2 (2020) 年度から第二次選別基準を元に評価選別を開始
現在は移管文書を第二次選別基準のみで評価選別
令和 6 年度末時点 選別進捗 100% 保存箱数 4,417 箱 (保存率 13%)

○地域史料 (学芸員 1・会任 2)

- ・所蔵資料: 古文書、郷土史家の収集・作成資料、団体資料 (天草郡町村会資料 etc.)、郷土新聞、天草出身者関係資料、新聞折り込みチラシ、旧市町史編さん資料
地理的特徴から天草郡市 (2市1町) 内の資料を受入れ
令和 6 (2024) 年度末時点 約 4,150 箱 近代以降の資料が多い
目録作成率 約 70%
- ・資料の受入れ時に行う現状記録や概要調査等は天草史料調査会の手法を参考に
- ・市民や団体等からの寄贈・寄託資料のほか、行政資料で受け入れた旧市町史編さん資料 (編さん室資料) を地域史料に保管転換して整理を行う。
→逆に天草郡市広域連合 (消防署等) の保存満了文書を地域史料として寄贈してもらい、整理・選別を行政資料班で行うことも
- ・会計年度任用職員の業務・・・基本的に資料の目録整理、夏期の 1~2 か月ほどは襖下張り文書調査

○映像資料 (会任 3 ※うち学芸員 1)

- ・空調設備のある書庫を使用
- ・所蔵資料: 旧市町の広報写真・フィルム、その他行政資料内の写真・動画等、
市民・団体等提供写真・動画等
工事写真台帳など写真がメインとなる行政資料を映像資料班に管理を移すことも
・・・8割以上が行政資料由来 → 写真、フィルムに人的要因での劣化多い
令和 6 年度末時点 写真・画像 デジタル化数 約 56,000 点 (移管含めると 24 万点超)
動画資料 (VHS・DVD 等) 約 1,000 点
目録作成率 約 13% (デジタル化資料だと約 70%)

○資料整理の課題

- ・横断資料検索 (行政・地域・映像) 用のデータベース → 各目録の要修正
- ・資料の保存処置
- ・書庫スペース

○普及事業

- ・企画展、出張展示、講演会 平成 20 (2008) 年度～
- ・バックヤード見学会 平成 25 年度～
- ・小学生向け自由研究ワークショップ 平成 31 年度～
- ・小学校への出前授業 令和 3 (2021) 年度～
- ・市民講座、ミニ講座 令和 5 年度～
→単独館になり普及事業 (館内イベント) 自体にも周知がより必要 …「〇〇のついで」が減

3. 資料整理の協同 ～天草史料調査会から調査協力員制度へ～

3-1. 開館後の天草アーカイブズと天草史料調査会

- 天草史料調査会メンバーが市民向け、市職員向けに講演等
- 平成 15 (2003) 年度～平成 18 年度 天草史料調査会による調査が国庫補助事業の対象
→古文書目録 3 冊刊行
- 平成 18 (2006) 年度 7 月 豪雨災害により館外書庫の移管行政文書が水損被害 (約 1,700 箱)
→水損被害が起きた翌日が平成 18 年度天草史料調査会の初日
→天草史料調査会関係等のボランティアその他による水損被害公文書の救出作業
→平成 21 (2009) 年度末『平成 18 年度 7 月豪雨災害における水損被害公文書対応報告書』
→東日本大震災時の支援

3-2. 天草史料調査会の発展的解消

- 平成 20 (2008) 年度
関東他のアーカイブズ関係者が中心となって進められてきた天草史料調査会を、より地元に根付いたものとして継続させていくため、天草史料調査会を発展的解消させ、新たな制度へ引き継ぐ。

3-3. 天草アーカイブズ地域史料調査協力員制度 平成 20 (2008) 年度～

- 地域史料調査協力員設置要綱 次頁 (別表・別記様式は省略)
- 現在の地域史料調査協力員の位置づけ及び登録者
 - ・ボランティアという位置づけ …活動内容により有償、無償を分ける
 - 【無償】民間にある地域史料の所在・動きについてのアンテナ役、知人等一般の方への普及啓発
 - 【有償】市内外の地域史料の情報提供・資料所蔵者との仲介・調査協力
 - 資料の所蔵者に対し行政と一体となった保存指導
 - 大規模な古文書群や近代史料群等整理への調査協力
 - ⇒ボランティアであるため報償費は時間単位で最低賃金額を上回らない額 (R2 年度～)
 - ・登録者
 - 令和 7 (2025) 年度 …51 人【天草島外 32 人・天草島内 19 人】
 - 令和 6 (2024) 年度 …47 人【天草島外 29 人・天草島内 18 人】
 - 令和 5 (2023) 年度 …46 人【天草島外 29 人・天草島内 17 人】
 - 年度ごとの登録制度 その年だけ登録の学生も
 - 天草島内の調査協力員の拡大が課題

天草市訓令 第16号

天草アーカイブズ地域史料調査協力員設置要綱

(設置)

第1条 地域史料の調査、保存等を円滑に推進するため、天草アーカイブズ地域史料調査協力員（以下「調査協力員」という。）を置く。

(分担区域)

第2条 調査協力員の担当区域は、別表のとおりとする。

(登録)

第3条 調査協力員は、登録制とし、地域史料に関する調査、情報収集、保存指導等に精通した者を市長が登録する。

(任期)

第4条 調査協力員の任期は、1年とする。

(職務)

第5条 調査協力員は、市長の求めに応じて、地域史料の調査、情報収集、保存指導等を行うものとする。

(謝礼)

第6条 調査協力員には、予算の範囲内において謝礼を支給する。

(秘密を守る義務)

第7条 調査協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。調査協力員を退いた後も同様とする。

(身分証明証)

第8条 調査協力員に、天草アーカイブズ地域史料調査協力員証（別記様式）を交付する。

2 調査協力員は、第5条の職務を遂行する際は、必要に応じて前項の協力員証を提示しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 7月 8日から施行する。

3-4.調査協力員との協同事業

○夏期史料調査事業

・毎年8～9月の中で5日間程度開催、天草島内外の調査協力員に参加を募り、それぞれ可能な範囲で参加してもらう。

・天草史料調査会の活動を引き継ぐ事業

古文書調査（現状記録、概要調査、内容目録 ※H26 手書きでの内容目録→Excel 入力へ）

襖下張り文書調査（下張り文書はぎ、文書の簡易な手当、同定作業） 平成16（2004）年～

写真資料保存処置 平成23（2011）年～

→報償費のみ支給。R7 年度時点で襖調査、写真保存処置はそれぞれ1人ずつ講師を招聘。

・参加者(当館職員のぞく、講師含む)

令和7(2025)年度・・・23人【天草島外19人・天草島内4人】

令和6(2024)年度・・・20人【天草島外15人・天草島内5人】

令和5(2023)年度・・・22人【天草島外16人・天草島内6人】

・古文書は寄贈受入れするもの、所蔵者に返却するものどちらも →返却前に撮影できたものも

・襖下張り文書調査や写真資料保存処置は当館職員の技術研修の場に

→文書の簡易な手当を古文書撮影の前整理に適用(MCエタノール糊+典具帖紙 3.5g/m²)

・史料調査事業に併せてバックヤード見学会を開催 →島外の方から見た天草の特徴に言及

・課題

複数人で行った目録整理の統一化(番号の付け方、表題の付け方 etc.)

作業の分担(目録をとる≠くずし字を読む)

○島内協力員との協同～郷土新聞記事見出し目録作成

・天草で出された郷土新聞 5紙所蔵

目録は職員が作成、記事の見出し目録作成や状態確認等を島内協力員へ依頼

→閲覧・レファレンス対応(事例:家族の勤務先名称調べ、建造物の建立年)、展示準備に有用

○島内協力員との協同～地域史料状況調査

・民間所在資料のクリーニング作業

4. まとめにかえて ～地域史料の保存と活用～

○保存利用機関先を備えた資料整理

○利活用のこれから 小さな利用の積み重ねと事業への活用

富善一敏氏(東京大学経済学部資料室)より補足説明

大分県における地域資料調査の課題と 自治体史収録文書の行方

松尾 大輝(大分県立先哲史料館)

はじめに

(1) 大分県の史料保存利用機関

- ・大分県公文書館(館長 1・職員4<行政4>・非常勤9):廃藩置県以後の公文書・行政資料
- ・先哲史料館(館長 1・職員 6<行政 1・教員 4・学芸 1>・非常勤 4):廃藩置県以前の記録史料
(類縁施設:大分県立図書館郷土資料室・大分県立歴史博物館)

→分担や相互連携については『会報』55(全史料協第26回大分大会)参照

(2) 地域資料(民間所在史料・民間アーカイブズ:古文書・古記録)に関わるこれまでの大分県の施策

- ①『大分県史料』編纂(1951~1984):中世文書を中心とした調査(撮影)・翻刻刊行
- ②大分県郷土資料所在調査(1970~1979):近世文書を中心とした所在調査・簡易目録刊行
- ③『大分県史』編纂(1976~1990):県内外の文書調査(撮影)・通史刊行
- ④大分県記録史料調査事業(1995~)
:県内地域資料の所在把握+市町村・郷土史家の組織化+史料複製化(撮影)による保存・活用推進
…先哲史料館が③の後継事業『大分県先哲叢書』編纂(1989~)とともに事業を担う

(3) 本報告の目的

地域資料の保存と活用のため、大分県立先哲史料館が行ってきた「大分県記録史料調査事業」の現状と課題について報告

→大分県の地域資料の保存状況を明確化するとともに、今後の地域資料調査のあり方について考える

1. 大分県記録史料調査事業の現況

- ・第1期事業(1995~1999)…地域資料の悉皆的な所在調査[平井・三重野 2002]

『大分県史料』+『大分県郷土資料所在目録』+α(その後の所在情報)

=『大分県記録史料所在目録-大分県記録史料所在調査第1期事業報告書-』(大分県立先哲史料館、2000年、非売品・現在公開不可)

→情報の更新や追記を継続=「台帳」

- ・第2期事業(2000~)…散逸防止のための詳細調査=目録・複製化とそれら成果の公開[村上2006]

※市町村職員・郷土史家との連携、県内を6地区に分け各地区5年間重点調査、計30年にわたる長期事業

課題:情報公開[平井 2002]・整理方法[村上 2004] ⇄ 過疎・防災問題への活用[平井 2009・2012]

(1) 調査体制と問題点

《調査に関する問題》

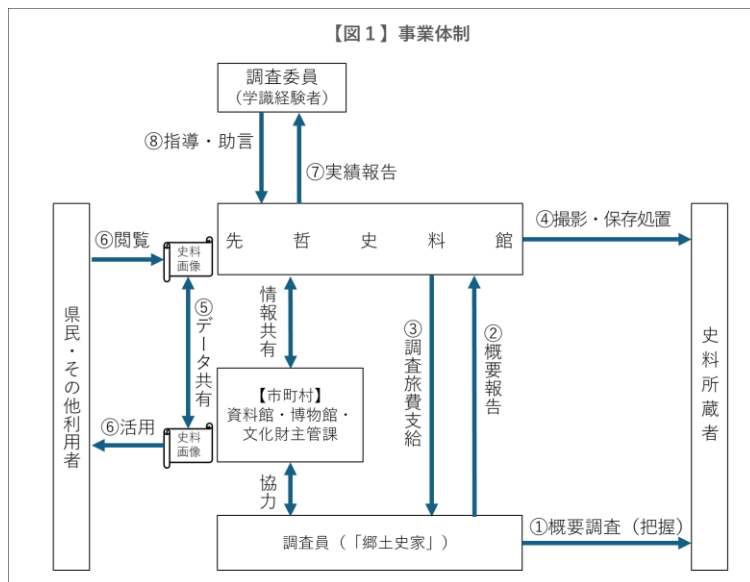
- ①地元根付いた「郷土史」の担い手が高齢化・減少

※特に民間の私有財産に接触を試みる調査員には、単に歴史に詳しい人ではなく、地元学校の元教員や「名望家」出身者など「公」「私」相半ばする立場が有効

②プライバシー問題・コロナ禍以降の社会変化・明確な根拠法令の未整備

③地域の過疎化・消滅

→史料調査・管理の担い手が欠如、所蔵者への接触ハードルも高まる



《利活用に関する問題》

①利用件数が僅少

←古文書・古記録は美術品や伝統芸能のように誰しも容易に自分なりの価値を見出せる訳ではない
…解説・研究を経ないと価値づけできない

②事業の周知、成果の公開に課題 ③該当市町村に提供した共有データの保存・引継・活用に課題

(2) 近年の実態

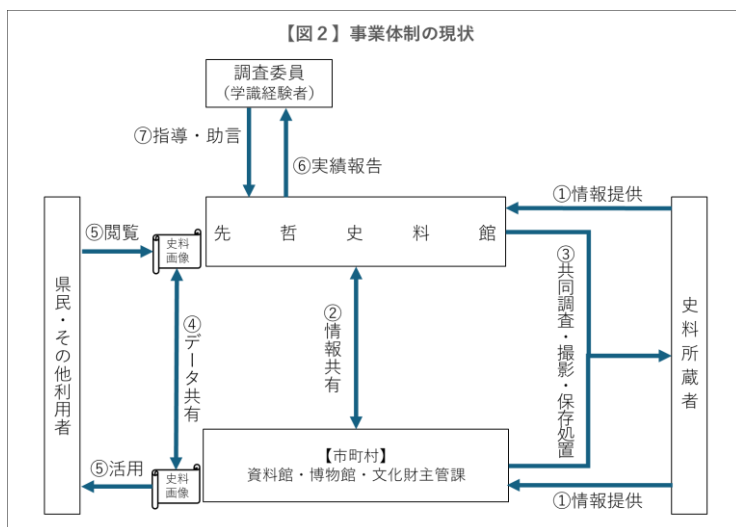
○能動的な調査が困難になりつつある中でも実地調査は継続

史料所蔵者の史料に対する興味・保存意識から史料館にレファレンス(問い合わせ)

→訪問・実見・撮影・目録作成(多くは寄贈・寄託へ)

…第1期:915件→第2期:1355件(令和7年9月現在)

○現状の体制



○新たな課題

i 市町村担当職員への過度な依存 …市町村担当部署の規模・配置に関する問題

市町村	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
人数	3	13	2	1	4	3	2	5	1	4	7	4
雇用形態	正規	○	9	○	○	○	○	4		○	5	○
	非正規	○	4					1	○			○
	その他										2	
資格	学芸員		13	○		○	○	4		○	5	○
	その他											
	特になし			○	○				○		2	○
専門	埋文・考古		7			○	○		○		2	○
	中世		1					○	○			○
	近世	○	1	○		○			○		1	○
	近代	○	1			○		○	○			
	民俗		1				○				1	
	その他		美術2	行政職						司書	3	

(2023/7/7 大分県歴史資料保存活用連絡協議会分科会 B アンケート結果より)

ii 地域資料調査・保存措置が受動的になる …散逸防止という目的を達成できない

2. 県下一斉民間所在史料の所在確認

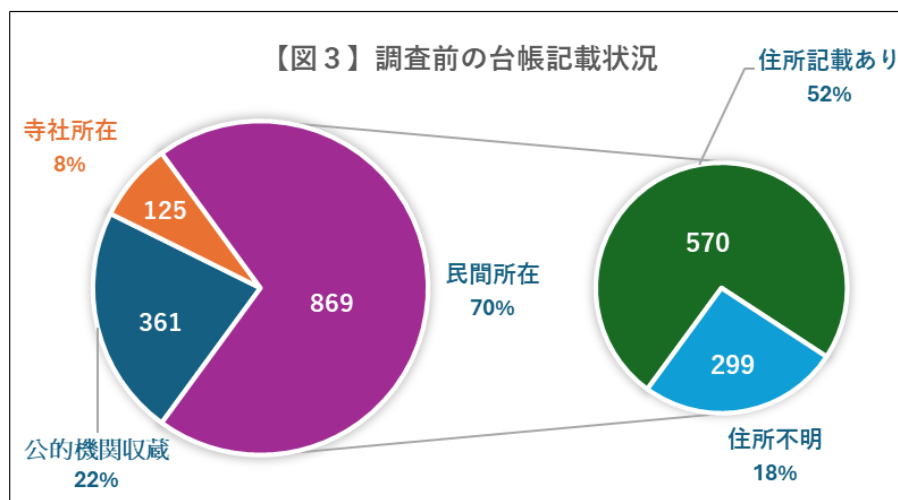
(I) 調査の前提

◎基礎調査から四半世紀が経過し、記録史料の所在情報(所有者名・住所・連絡先・概要)を登録している「台帳」は果たして実態をどの程度反映できているのか？

←転居・相続・断絶・過疎など

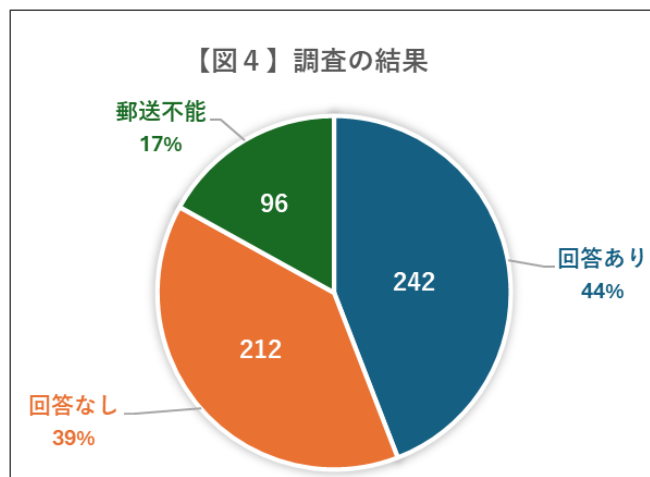
+単に所蔵者からの連絡待ちではなく、能動的に史料保存の策を講じる必要

(郷土史家や基礎自治体に過度に依存しない+館の他業務を圧迫せず持続可能な形で)

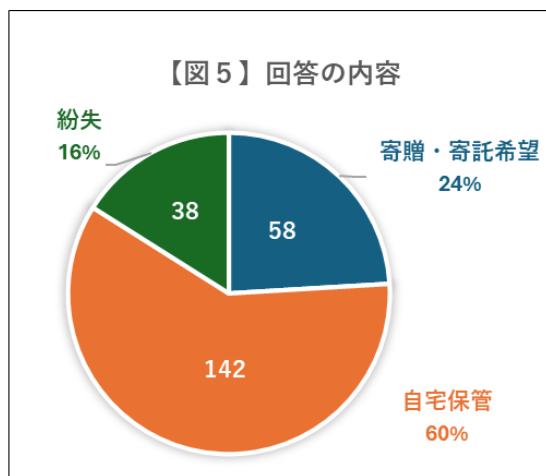


※「台帳」に住所記載がある県内の史料所蔵者に対し、①現在の所有者名、②住所、③電話番号、④意向確認(公的機関への寄贈・寄託／自宅保管／既に紛失)、⑤自由記述(要望・相談)、の回答をお願いする郵送調査を令和6年8月に実施

(2) 調査の結果



(3) 回答の分析

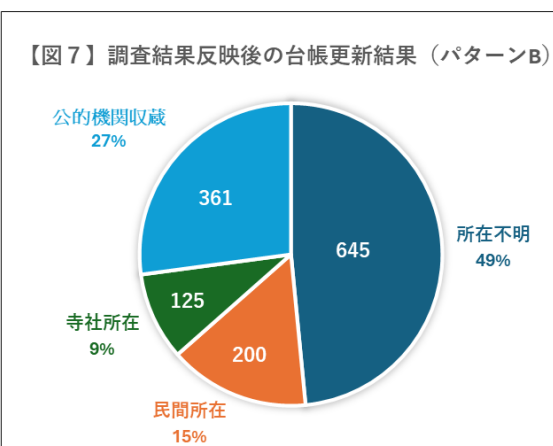
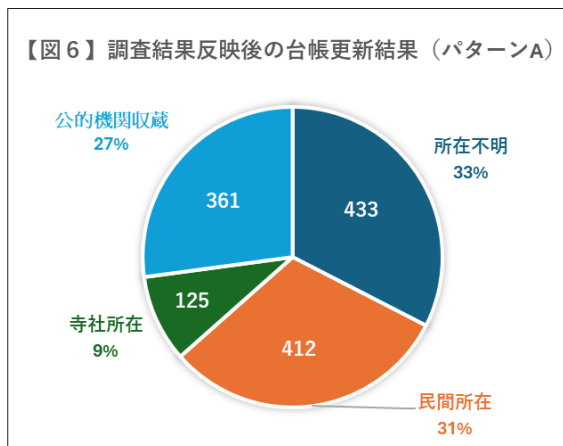


・個人の財産に対するアプローチの困難さ
(ある所蔵者の反応から)

⇒自由記述欄への回答: 125/242家

- ・保管に困っている
- ・内容を理解したいので調べてほしい
- ・売却したい/した
- ・縁者・知人・学者が持っていた
- ・どれが古文書か(保存すべきか)わからない
- ・保存や整理の方法を教えてほしい
- ・子供たちは関心がない

(4) 「台帳」の更新



・パターン A: 所在不明(住所不明・郵送不能・紛失)・民間所在(自宅保管・寄贈寄託希望・回答なし)

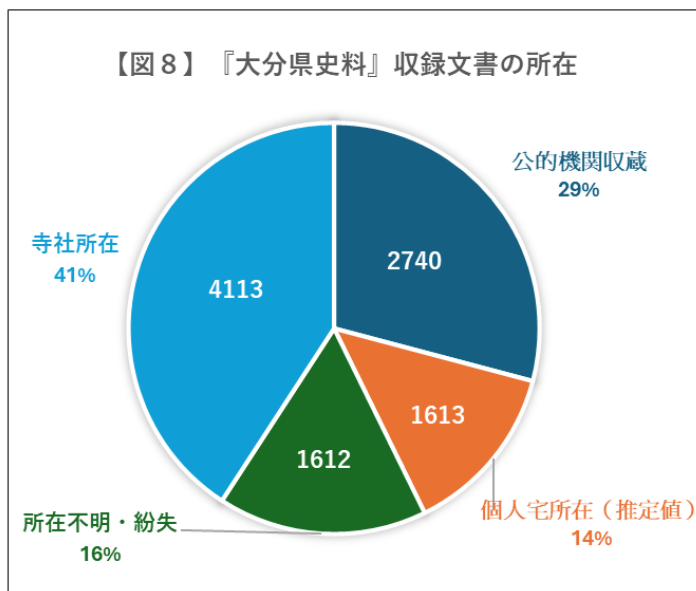
・パターン B: 所在不明(住所不明・郵送不能・紛失・回答なし)・民間所在(自宅保管・寄贈寄託希望)

3.『大分県史料』収録文書の追跡

如上の分析方法の欠点:数千点の古文書を伝える家も系図1点の家も同じく「1」とカウント

→地域資料の数量的な残存状況は必ずしも正確に反映されていない

⇒試みとして数量分析が可能な『大分県史料』収録文書(中世文書)と「台帳更新結果(パターンA)」を照合・反映



※大分県における中世文書の残存状況の特質:宇佐宮関係文書と大友氏関係発給文書が多数を占める〔飯沼2022〕

…前者の多くは宇佐神宮庁をはじめ各寺社で保管

⇒後者は旧大友家臣の系譜に連なる近世の庄屋・近代の戸長の家に伝来する例が多い

＝現在も、近世・近代史料を含む地域資料が残存する可能性が高い個人宅が多く該当

●約半世紀の間に所在不明となった史料が明確化

◎寺社を除く個人宅に所在する文書の内、半数近くは県・市町村の収蔵機関で保存・管理

←自治体史とくに史料集への収録が影響?⇒最近の寄託事例:自治体史編纂に関わる文書の存在が決め手(くずし字はわからなくとも昭和の公文書は読める)

おわりに

I期:～1970年代:『大分県史料』編纂+国庫補助事業による所在調査

↓約30年間で23%が散逸・廃棄・行方不明〔平井・三重野2002〕

II期:90～2000年代:アーカイブズ機関(県公文書館&先哲史料館)設置・活動本格化

↓約25年間で33～49%が散逸・廃棄・行方不明

III期:2020年代～:既往の調査・収集体制の行き詰まり・転換期

〈今後の対応〉

①公的機関収蔵史料:整理目録化→公開→利活用

▶データベース(デジタルアーカイブ)の拡充 …博物館法改正

公文書館+先哲史料館+県図書館郷土資料室「おおいたデジタル資料室」〔拙稿2024〕

→市町村収蔵機関にも連携を呼びかけており、将来的には県内の史料保存利用機関収蔵史料を網羅するシステムを

②寄贈・寄託希望の民間所在史料:該当市町村との連携による公的機関への収蔵

▶大分県歴史史料保存活用連絡協議会:情報共有→共同調査/調査支援→収蔵場所の検討

←これまで地域資料を保持してきた「家」「地域社会」が消えていく中、収蔵場所の確保は急務

…既存施設の狭隘化+収蔵施設(文書館等)の新設は容易ではない

「現地保存主義」：時代や社会の変化にあわせて柔軟に解釈すべき

③ 自宅保管継続の民間所在史料：定期的な連絡・フォローの継続

＋時宜をみて実見調査・史料撮影を実施し複製物の蓄積を継続

④ 郵送可能だが無反応の所有者：郵送可能である限り定期的な連絡を継続

← 公的機関や研究機関による接触の痕跡が重要（→ 事例紹介）

※③④は特に郷土史家の不在や自治体負担の高まりの中で持続可能な方策を

⑤ その他の課題

i 寺社所在史料の問題

ii 「台帳」未登録史料の発掘…「史料」は拡大していく（近現代史料・学校史料…）

● 地域に根ざした「郷土史家」から自治体担当職員に地域資料の調査・保存の主たる担い手に移る中で何をどこまでできるのか？

⇒ 地域資料を保存する強固な法的基盤がない中で自治体担当職員の「意識」が状況を左右

…近年採用が続く若手学芸員・埋蔵文化財職員　＋将来的なアーキビスト職新設の期待

⇨ 多大な通常業務＋「文化観光」重視の国の施策（文化庁認定により補助金付き）

→ 人的基盤の確保＋「意識」醸成の場が重要

参考文献

飯沼賢司「大分の古文書の魅力」（『史料館研究紀要』27、大分県立先哲史料館、2022年）

大分県立先哲史料館編『大分県記録史料所在目録—大分県記録史料所在調査第Ⅰ期事業報告書—』（大分県立先哲史料館、2000年）

大分県立大分図書館編『大分県郷土資料所在調査目録〔近世史料の部〕』第Ⅰ輯（大分県立大分図書館、1979年）

大分県立大分図書館編『大分県郷土資料所在調査目録〔近世史料の部〕』第Ⅱ輯（大分県立大分図書館、1979年）

平井義人・三重野誠「記録史料調査事業の成果と課題」（『史料館研究紀要』7、大分県立先哲史料館、2002年）

平井義人「インターネットを利用した個人所蔵史料公開の方法と問題点」（科学研究費補助金研究成果報告書『歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム構築に関する研究』（研究代表者鈴江英一）2002年）

平井義人「地域の過疎化と資料保存—大分県の事例—」（地方史研究協議会編『歴史資料の保存と地方史研究』岩田書院、2009年）

平井義人「歴史資料の調査と自治体の役割」（『地方史研究』359、2012年）

松尾大輝「大分県記録史料調査事業とデジタルアーカイブの活用」（『地方史研究』427、2024年）

村上博秋「大分県記録史料調査事業」（『日本歴史』692、2006年）

村上博秋「大分県記録史料調査第Ⅱ期事業の葛藤」（『史料館研究紀要』9、大分県立先哲史料館、2004年）

自治体史・その後

加藤 規博(愛知県公文書館)

1 愛知県史編さんのお話

- (1) 編さん前夜
- (2) 何をどうやって
- (3) デジタル化しましょう
- (4) 集まったからどうする……ではない

2 編さん終了時のお話

- (1) 終わりは始まり
- (2) 引き継ぐのは資料だけではない

3 公文書館でのお話

- (1) 県史収集資料は公文書?
- (2) いかにして見せるか
- (3) 所蔵者はどこにいる?
- (4) 収集資料を死蔵させるとは?

<報告詳細>

1 愛知県史編さんのお話

【1-1:編さん前夜】

愛知県史は平成6年から令和元年までの26年で全58巻を刊行した。

平成6年の編さん開始は、都道府県史としては後発になる。当時、多くの県では県史編さんを終え、文書館が建設されていた。バブル崩壊前、まだ、「ハコ物」行政が巾を効かせていた時代である。

自治体史編さんといえば教育委員会、知事部局でも県民あるいは文化担当部局が所管する 경우가多いが、愛知県の場合、知事部局である総務部文書課(現法務文書課)が県史編さん事業を立ち上げた。文書課は県政100周年記念事業として編さんされた『愛知県昭和史』を所管し、昭和61年に開館した愛知県公文書館も所管していた。平成2年、公文書館の分掌事務に「県史編さんに関すること」が追加される(後に文書課に移る)。

文書課の一担当で始まった県史編さん事業は独立部署を経て、法務文書課の課内室となる。一方の公文書館も地方機関から文書課(当時)の直接管理となっており、同じ課の中に県史編さん室と公文書館が併置される構図となった。

ところで、編さん事業は本を出すことを目的として計画されたものではなかった。散逸しつつある資料を保存するための調査を行うために事業化を目指したが、検討の過程で成果物である「県史」を出版することに置き換わったのである。このため、「愛知県史編さん大綱」には「多くの貴重な資料を県民共通の財

産として後世に残し、県の学術及び文化の振興に資する」と、資料の保存、活用について記載されている。
この大綱に基づいて、愛知県史の編さんは進められていく。

【1-2:何をどうやって】

自治体史の編さんで問題となるのが、資料の収集方法、対象の選定と集めた資料の管理ではないだろうか。

臨時の組織でしかない県史編さん室では、資料そのものを収集しても保存・管理していくことはできない。当然、写真撮影等による複製資料の収集となった。

当時多くの自治体史編さんでは、委員を現地に連れて行き、必要な資料のみをピックアップしてもらい収集するといった方法がとられていた。これは本を作るためには効率的な手法と言えるが、資料保存の観点からすれば全く意味をなさない。

まず、県外所在の資料について事務局である県史編さん室が独自の判断で網羅的に収集することにした。国文学研究資料館、徳川林政史研究所、東京大学史料編纂所、東京大学明治新聞雑誌文庫などでマイクロフィルム等による資料収集が始まった。当時まだインターネットによる画像公開という手法はほとんど用いられておらず、県外所在に資料については現地に行かなければ閲覧できないというのが常識だった。また、『愛知県農会報』など単一の機関で全巻を所蔵していない刊行物について、複数の機関で撮影し、全巻を揃えることも行った。これは、編さん後の公開への布石でもあった。

現在、公文書館で公開している県史収集資料の大半は県外所在資料である。特に徳川林政史研究所所蔵の史料については、同研究所での閲覧に制限があるため、複製物ではあるが愛知県公文書館で閲覧できるということで、県内だけでなく、県外からも多くの方が閲覧に訪れている。

では、県内の資料はどう選定したのか。

未整理資料を多く抱える近世史部会では、資料調査・整理に力点を置き、資料全点を整理し、調査・目録化して、収集した。資料を1点ごとに中性紙の封筒に入れ、中性紙の文書箱に入れて目録とともに所蔵者に返却する。写真撮影による収集は、事務局で時代を区切って全点を対象とした。さすがに全県での実施はできなかったものの、これにより一万点を超える資料群の整理も進み、後に資料を寄贈・寄託する際や市町村史の編さん時の手助けとなった。

委員による収集資料の私物化に頭を悩ませた方も多いと思う。委員の中には「収集した資料を見なければ自分のところへ来い」と平気で言う者もいた。

このため、収集した資料の管理は事務局が行うことにし、県史に使用する、しないとに関わらず、可能な限り収集することとした。

収集した資料の目録化、収集は全部なのか一部なのか——担当者に統一的な様式でのデータ整理と収集資料の整理・管理を求めたが、徹底しきれなかった部分もあり、公開にあたって資料確認に手間取る原因ともなった。

【1-3:デジタル化しましょう】

今でこそ当たり前の資料のデジタル化だが、編さん開始当初には考えもしなかった。マイクロフィルムは100年持つとも言われ、出始めたばかりのデジタルカメラの画素数はフィルムカメラに到底及ばなかった。業者からマイクロフィルムのデジタル化の話があったのは、編さんが始まって間もない平成9年度のことだった。

スキャニングと資料単位でのファイルのバインディング。この時点で収集資料の公開方法が決まった。

当時、県史収集資料の保存・公開は公文書館でという漠然とした考えはあったが、方法は未定だった。公文書館は書庫の限界が囁かれており、県史収集資料を紙ベースで保管することがネックになることは想像できた。当時マイクロフィルムからは CH と呼ばれる印画紙に出力して製本することが一般的だったが、県史ではコピー機のソーターにかけることを想定し、PPC 用紙に出力し、ケースファイルに入れて保存していた。

マイクロフィルムによる公開は、フィルムの出納だけでなく、該当箇所の特定、同じフィルム内に閲覧できない資料があった場合の対応などの問題点があった。その点、資料ごとに画像データをパソコンで閲覧させることができるのなら、これらの問題は解消される。

収集の一方でデジタル化を進めるという作業が始まった。プリントアウトの納品に合わせてスキャンデータを納品させるという方法をとることで、作業は効率よく進んだ。

次の問題はデータの整理方法と保存場所だった。

フィルムについては 36 mm やブローニ、4×5 などを含め、全部会を通じて番号付与の方法を取り決めていた。このためフィルム内での番号付与の方法を統一すればよかった。問題は保存場所だったが、業者からの納品媒体を HD とすることで解決した。

ところが、時代は進む。デジタルカメラの性能はみるみるうちに良くなり、フィルムを凌駕するようになる。県史の資料収集もマイクロからデジタルカメラへと移行していく。

デジタルカメラは手軽に資料を撮影できる。しかし、データの管理方法が問題だった。資料群でフォルダを作り、資料ごとにファイル名を付けていく——ガイドラインは示せても刊行に追われ、整理作業が追いつかない。撮影日ごとのフォルダにファイルが放り込んである。何を撮ったのかは見なければわからない。探すのに手間取る。結果、本人でもわからない意味不明の画像データが残る。

画像データを統一的に管理し、目録データと画像データを紐付けする。悪戦苦闘しながらも膨大なデータを前に作業は進んでいった。

【1-4:集まったからどうする……ではない】

県史の編さんはいかに収集した資料を公開するのかを常に念頭において進めた。編さん開始時から、収集資料の受け箱となるであろう公文書館が存在したこと、その公文書館と所管する部署が同じだったことが大きな影響を与えたことは間違いない。

さらに、所蔵者に対しては、資料調査結果や目録、撮影した画像データを提供するだけでなく、資料の保存方法、資料閲覧希望者への対応方法などを説明するなど密接な関係を築くよう努めた。

こうしたことが、編さん事業終了後の公開に向けて役立っている。

編さん後に、これだけ資料が集まったのだから、有効に活用する方法を考えるのではなく、編さん後に有効に活用するためにどのように資料を収集するのかといった観点が、自治体史の編さんには必要だと考える。

2 編さん終了時のお話

【2-1:終わりは始まり】

令和 2 年 3 月 31 日、県史編さん室は閉室となった。

『通史編9現代』『通史編 10 年表・索引』の二冊を刊行し、編さん事業は終了となった。令和元年度は、最終刊の刊行、記念行事の実施、閉室という複数の業務が重なる慌ただしい一年となった。この時、編さん室の職員は、正規職員9名、非常勤職員 12 名。

次に向けての戦いは一年前に既に始まっていた。

県史収集資料の移管先を公文書館とする。それだけでは事は済まない。検索システムの更新、Web サイトの更新。そのための予算取り——努力は道筋となった。

平成31年4月1日、一年後に向けて全てが動き出した。

刊行に慌ただしく動く職員を横目に見ながら、公開に向けての準備も始まる。公開方法をまとめた企画書を作成し、所蔵者の元に赴き説明する。事業終了時には既に複数の所蔵者から公開の許可を取り付けることができた。

なかでも、徳川林政史研究所との合意が大きかった。同研究所は資料の複写に際し史料利用料金を徴収していた。公文書館で利用者に資料を複写させる際にどうするのか——Win-Win の関係に辿り着くことができたのは、先述のように利用頻度が高いことから伺うことが出来るだろう。

県史収集資料は集まった資料から人が見て活かす資料となるべく動き出した。

【2-2: 引き継ぐのは資料だけではない】

資料の引き継ぎ先は決まった。公開に向けての道筋もつけた——だが、資料整理と公開手続きを誰がやるのか？

組織の継続——県史収集資料の公開に向けた資料整理のために、職員1名、非常勤9名を確保することができた。県史の状況を知る者が継続して勤務する体制ができた。

継続したのはそれだけではなかった。

県史編さん室で実施してきた事業のうち、研究紀要の発行、講演会の実施を公文書館の事業として引き継ぎ、Web サイトには県史収集資料の紹介コーナーを設けた。さらに、県史に携わった委員をアドバイザーとして取り込むことにした。

自治体史編さん事業は、本を出すことで終わるのではなく、事業で収集した資料をいかに活用に向けて引き継ぐか、編さんで培ってきた事業・人材を継続するかが重要になる。

編さん事業終了にあたり、編さん室から資料調査でお世話になった所蔵者の方に事業終了のお知らせと感謝の意を込めた文書を送付した。あわせて資料の所在状況、災害時の情報提供について確認した。公開に向けてだけでなく災害時の対応への布石でもあった。

3 公文書館でのお話

【3-1: 県史収集資料は公文書？】

愛知県では、行政文書は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びスライドを含む。）及びこれらを撮影したマイクロフィルム並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と定義されている（「愛知県行政文書管理規程」第2条）。このため、県史収集資料も行政文書ということになる（公文書館が作成した文書ではないため、県史編さん室の本課である法務文書課の文書）。

行政文書である県史収集資料を公文書館に移管するには、完結→保存期間の満了→歴史的価値のある文書の選別という過程が必要であり、公開に当たっては、さらに主務課との協議が必要とされる。つまり、未整理状態の県史収集資料は法務文書課が管理、整理済みの資料は公文書館の管理ということになる。

未整理状態の県史編さん資料は、目録が作成できていないため、整理が済んだ資料群から随時切り離して完結させることとなる。完結後、文書を保存することになるが起算日は年度当初日、期間は最低でも1年。保存期間満了により公文書館へ移管。翌年度、利用協議を経てようやく公開となる。つまり、制度上、完

結から公開まで最低2年を要する。

そこで、その都度、特例承認を得ることで、保存期間の起算日を変更し、保存期間を1年未満に設定し、公文書館移管後は完結後30年の経過を待たずして公開。これにより整理終了から1か月程での公開が可能となった。

だが、行政文書である県史収集資料は公文書等の利用に関する基準による利用制限の対象ともなる。差別関係だけでなく、個人情報にも目配りが必要となり、県史から継続の非常勤職員たちにとってガイドライン作成は大変な作業となった。

【3-2:いかにして見せるか】

複製資料である県史収集資料。公文書館で一般に公開するには所蔵者の意向確認が必要となる。所蔵者の意向は様々である。それにいかに応えるか。できること、できないこと。でも、いかにして収集した資料を見せるのか——それが一番の目的である。

所蔵者の意向確認は文書で取った。想定される項目を挙げて、それぞれに承諾するかどうかの確認をとっていく。

- ・公開についての確認——目録の Web サイトでの公開。意向確認の際には公開対象となる資料の目録を提示し、確認を求めた。資料群の解説についても同様である。
- ・複写についての確認——公開資料の複写（出力）についての諾否を確認。拒否となれば閲覧のみで複写不可という扱いとなる。
- ・出版物への資料掲載申し出があった場合の対応——所蔵者が対応するのか、公文書館が仲介するのか。これは、検索システムで利用上の留意事項として反映させている。
- ・所蔵者への配慮——資料群名へ氏名等を表示するか否か。所蔵者情報の表記方法。
- ・利用状況の報告——閲覧状況、複写状況の把握について所蔵者のニーズに対応。複写について事前・事後の申請を要するかどうかにも対応している。

結果……窓口はコンビニのレジ並みの対応が求められることになった。

紙から画像データへ……紙で収集した資料についてもデジタル化し、画像での閲覧へと移行している。複製資料である県史収集資料を Web 上に画像を UP させることはリスクを伴うこともあり、基本、館内での画像閲覧（オフライン）としている。これに対応する閲覧システムを構築し、検索・出力だけでなく、閲覧履歴の集計、閲覧票の出力といった機能を付与した。

ちなみに、未整理資料の閲覧については、申し出があった都度、館側で所蔵者に了解をもらい対応している。

所蔵者へ意向確認を行った結果、非公開となった資料群もある。機関所蔵資料でも非公開や複写不可となる事例もあるのが現状である。一方、自前で所蔵資料の公開に対応する余裕がない自治体や機関には、自己に代わって公文書館で公開してもらいたいという意向を持っているところもある。こうしたニーズにこたえていくことも今後検討する必要がある。

【3-3:所蔵者はどこにいる？】

県史編さん事業終了時に所蔵者に所蔵状況の確認をとったことは前述した。編さん事業終了から5年近くが経過した昨年度、再度所蔵状況を確認した。あわせて、市町村に対しても自己所蔵資料の状況を確認する調査を実施した。

令和元年度の調査では、367 者に送付し 248 者から回答があり、令和6年度の調査では、前回回答

があった者のうち123者に送付し94者から回答があった（資料を寄託・寄贈している者、公開許可依頼等により所蔵状況を確認できている者を除外したため、対象者数が減少）。

回答があった者の中には、資料の寄贈を希望している者もあった。資料所在地の自治体と連絡をとり、3件について自治体への寄贈の橋渡しをすることができた。県史の調査時に資料整理と目録が作成されていたことで、自治体側も受け入れやすかったことがスムーズな寄贈に結びついた要因でもある。なお、これ以外にも県史で調査した5つの資料群が公文書館に寄託・寄贈されている。

また、令和元年度の調査時に、災害発生時に東海歴史資料保全ネットワークへの情報提供の諾否を確認した。結果、194者から了解の回答を得た。現在、愛知県では文化財防災ネットワークの設立準備が進んでいる。県史編さんとその後の調査により収集した所蔵者情報をネットワークでいかに活かすかが今後の課題である。

所蔵者の所在情報の管理と同様に、編さん事業終了後に整理しておく必要があるものが、本に掲載した写真・図版の情報である。掲載した写真は調査先のものとは限らないことも多い。資料所蔵者、フィルム所蔵者、撮影者（著作権所有者）など把握すべき情報は多岐にわたる。統一的なデータベースを事業終了までにつくれなかったことで、転載依頼への対応に手間取ることも多かった。

図版作成者や執筆者など著作権が誰にあるのかも把握しておく必要がある。写真については、外部業者に撮影委託した際には契約書で著作権は県に帰属すると明記した。ただ、委員等が撮影したものについては、未処理であったため、使用承認を県に一任するという約束を文書にて取り付けた。

文化財関係では県史に収録されていない写真が大量に残されている。これも県史収集資料のうちである。編さん中に担当者に撮影記録をつけさせるようにしていたが……対象物の特定、撮影者の確認——まだまだ先は長い。

【3-4:収集資料を死蔵させるとは？】

最後に、自治体史で編さんした資料は編さん後、公開されることなく死蔵されるという言葉聞くことがある。

死蔵とは何か……。公開されないことをもって死蔵というのは間違いだろう。先述のように所蔵者の意向によって公開されない資料もある。資料はあるが所蔵者がわからない、何を撮ったのかわからない、整理ができないのでそのままになっている——この状態が「死蔵」ではないだろうか。

ある県に訪れた時、書庫を案内され、一角をふさぐ県史収集資料を見た。案内してくれた職員は、手がつけられないという。

「県史の遺産」——がそこにあった。

この「死蔵」を避けるためには、収集の段階からきちんと記録をつけ、所蔵情報を収集することが大切ではないだろうか。なぜ、それができないのか……。

愛知県公文書館の職員は膨大な資料を前にこつこつと整理を続けている。整理の結果、非公開となるのかもしれない。それでも整理をする。なぜなら、それは資料をきちんと整理・記録し、後世に残す仕事であって、決して「死蔵」ではないから。

自治体史・その後——大切なのは、編さん後の姿をいかに想像しながら事業を進めることができるのか、ではないだろうか。

<参考資料>

愛知県史編さん事業基礎データ

編さん期間:平成6年度～令和元年度(26年間)

発行巻数:通史編10巻 資料編36巻 別編12巻 計58巻

対象範囲:原始・古代から現代(昭和末)まで

最大時 12部会

調査箇所数:延べ8,164箇所

近世史部会 調査対象所蔵者 1,303箇所

調査対象資料点数 1,227,330点

調査参加人数:延べ74,676名

収集点数:100万点以上(図書を含む)

マイクロフィルム8,173本

(購入分等を除くデジタル化対象フィルム7,727本中、7,045本デジタル化済)

総事業費(職員人件費を除く)

約31億円

事務局:県史編さん室(平成7年度～令和元年度)

総務部文書課県史編さん担当→総務部県史編さん室→

総務部総務課県史編さん室→総務部法務文書課県史編さん室

職員数:最大時35名(職員20名 非常勤職員15名)

閉室時21名(職員9名 非常勤職員12名)

県史収集資料の公開状況(令和6年度末)

整理済点数:103,721点

公開点数:100,969点

デジタル公開:83,609点(文書81,548点、写真2,061点)

利用状況(令和7年度8月時点):県職員による利用を除く一般利用全体の15%程度。

天草アーカイブズの過去・現在・未来を聞く

登壇者： 安藤 正人氏・金子 久美子氏
平田 豊弘氏（天草市立キリシタン資料館）

第51回全史料協全国（熊本天草）大会は、「天草アーカイブズ」が設立20周年の節目を迎え、新たに施設をリニューアルしたということで、全国大会開催の機運が高まり、実現したものです。

本年の特別座談会は、天草史料調査会の活動を母体に、「草の根文書館」の思想から設立された、地域アーカイブズのモデルの一つである「天草アーカイブズ」について、設立前夜から開館後20年間の活動に携わってこられた経験豊富な皆様に、インタビュー形式で「天草アーカイブズ」の魅力や役割を大いに語っていただきます。座談会を通じて、地域のアーカイブズが地域社会に果たす役割を皆様と考え、共有する機会としたいと思います。

【研修会 E(施設見学)】

- E-1 早帰り・熊本博物館研修コース
- E-2 天草アーカイブズ・天草キリシタン館見学コース
- E-3 天草キリシタン館・天草アーカイブズ見学コース
- E-4 天草島内巡見・帰着コース

【天草市立天草アーカイブズ】

当館は、市の行政文書や行政刊行物のほか、天草に関する地域史料等を収集、整理、保存し、広く市民と行政の利用に役立てることを目的として、平成14(2002)年4月に熊本県本渡市で開館しました。「市民による地域文化の創造」「より開かれた市政の運営」「情報資源を活かした高度な行政の実現」という3つの基本理念のもと、市町合併後にも対応でき、また古文書や公文書のイメージにとらわれないこと等から、「天草アーカイブズ」という名称がつけられています。

開館当初は本渡歴史民俗資料館に併設され、天草市誕生後、平成19年4月に天草市五和支所内へ移転、行政文書の全量移管受入れを行っていることから最大で6か所の館外書庫を運用しながら運営してきましたが、閉校した校舎を改修して書庫と本館を統合し、移転することとなりました。令和5(2023)年1月、開館20周年という節目の年度に、単独館として移転リニューアルしています。

見学では、改修事業や、行政・地域・映像資料それぞれの業務の概要、書庫等をご紹介します。

【所在地】 熊本県天草市志柿町6335(旧瀬戸小学校)

【電話番号】 0969-27-5500

【開館時間】 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

【建物】 RC造 地上2階建 3棟(延床面積 2604.63 m²)

【施設内容】 閲覧室、多目的フロア、研修室、作業室、書庫、事務室等

【年間スケジュール】

5月 ミニ講座

5～6月 保存期限満了行政文書の移管受入れ(本庁、支所、出先機関)
受入れ後、目録確認、評価選別。 随時、選別後廃棄文書の廃棄処理。

7～8月 企画展(秋に開催することもあり)

8月 小学生向け自由研究ワークショップ

9月 夏期史料調査事業
(古文書、襖はぎ、写真保存等)
バックヤード見学会

11月 地区文化祭等への出張展示

12月 市民講座

12～3月 小学校出前授業



【天草キリシタン館】

天草キリシタン館は、1966年(昭和41年)8月に開館し、2010年(平成22年)7月にリニューアルオープンしました。

「島原・天草一揆を中心とした天草キリシタンの歴史」をテーマに、キリシタンの歴史・文化をわかりやすく紹介している資料館です。館内では、①天草四郎陣中旗、②南蛮文化の伝来と天草、③島原・天草一揆、④一揆後の天草復興とキリスト教信仰の4つのゾーンを設けて、絵図や古文書、メダイ、十字架など、さまざまな資料を展示。なかでも、1637年の島原・天草一揆で使用された「天草四郎陣中旗」(正式名称: 綸子地著色聖体秘蹟図指物。国指定重要文化財)は、日本のキリスト教史を代表する歴史資料であり必見です。

【所在地】 熊本県天草市船之尾町 19-52

【開館時間】 9:00～17:00(入館 16:30 まで)

【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌平日)、12/30～1/1

【建物】 RC 造地上 2 階建 1 階 383.91 m² 2 階 613.87 m²



【崎津資料館みなと屋】

崎津資料館みなと屋は、崎津(さきつ)・今富(いまとみ)集落の歴史や漁村特有のキリシタン信仰などを紹介する施設として、2016年(平成28年)8月にオープンしました。建物は、昭和初期の旅館を、間取りを維持したまま改修し、再築したものです。当館では、潜伏期の資料を中心に展示しているほか、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と、その構成資産の一つである「天草の崎津集落」に関するガイドンス映像も放映しています。

なお、当館の付属施設として、崎津集落内にギャラリーの「つどい処まつだ」と休憩施設の「旧網元岩下家よらんかな」があります。

【所在地】 熊本県天草市河浦町崎津 463

【開館時間】 9:00～17:00(入館 16:30 まで)

【休館日】 12/30～1/1

【建物】 木造2階建 1階 93.66㎡ 2階 96.57㎡



【天草ロザリオ館】

天草ロザリオ館は、天草町大江に残るキリシタン遺物の保存と活用を目的に、1988年(昭和63年)にオープンしました。

「潜伏キリシタンの暮らしや信仰・文化」をテーマに、禁教のなかで密かに信仰を続けた潜伏キリシタンの歴史や文化をわかりやすく紹介している資料館です。館内では、マリア観音像や経消しの壺(熊本県指定重要文化財)など数多くの資料を展示しているほか、信者が祈りを捧げていた「隠れ部屋」の実物大ジオラマも常設。また、天草のキリシタンの歴史や人々の生活のようすなどの映像を放映しています。

【所在地】 熊本県天草市天草町大江 1749

【開館時間】 9:00～17:00(入館 16:30 まで)

【休館日】 毎週水曜日(祝日の場合は翌平日)、12/30～1/1

【建物】 RC 造地上一部2階建 1階 482.55 m² 2階 129.17 m²



【上田資料館】

上田資料館は天草の古文書と古高浜焼等の資料館です。

上田家は近世に高浜村（現天草市天草町高浜）の庄屋を務めた家で、1700年代に天草で陶石の採掘事業を始め、窯業を開きました。天草で産出される陶石は平賀源内に「天下無双の上品」と書かれるほど良質で「天草陶石」と呼ばれ、現在も国内生産量の約8割を占め、有田焼等の主原料として使用されています。天草陶石を原料にした焼物は1700年代後半にはオランダへ輸出もされていました。

また、上田家に残された古文書群は村行政に関する庄屋文書が中心ですが、7代目上田源太夫宜珍（よしうず）が書いた歴史書「天草島鏡」や収集した古典籍、陶磁器窯「高浜焼」の経営に関する史料、また崎津村などのキリシタン取締りに関する文書も多く含まれており、古高浜焼と古文書群の一部は県指定文化財として保存しています。

15代上田萬壽夫の意向で、それら古高浜焼や古文書の一部を一般公開するため、平成9（1997）年に資料館を開館しました。資料館は、国登録文化財である上田家庄屋宅や、高浜焼「寿芳窯」展示販売店と併設していますが、見学では、資料館と収蔵庫をご覧いただきたいと思います。

【所在地】 熊本県天草市天草町高浜南 598

【電話番号】 0969-42-1115（株式会社上田陶石 事務所）

【開館時間】 平日：午前8時～午後5時

土曜・日曜・祝日：午前9時～午後4時 30 分

※入館の際は販売店の方へお声がけください。

【休館日】 年末年始（12月31日～1月3日）、お盆（8月14日～15日）

【入館料】 1名 300 円

団体（15 名以上） 200 円

【上田資料館】



【併設する上田家庄屋宅】



【熊本博物館】

【所在地】 熊本市中央区古京町3-2

【電話番号】 096-324-3500

【開館時間】 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

【休館日】 月曜（祝日・振替休日の場合は翌日）、12月29日～1月3日

【交通案内】 バスご利用の場合「桜町バスターミナル」または「市役所前」下車、徒歩 15 分、熊本城周遊バス（しろめぐりん）で「博物館・旧細川刑部邸前」下車
熊本市電ご利用の場合「杉塘」下車、徒歩 5 分

熊本博物館は昭和27（1952）年に人文科学系の第2館（熊本城宇土櫓）、自然・人文科学系の第1館（旧第六師団司令部跡）として設置されました。昭和36（1961）年には熊本市勤業館内へと移転し、熊本城天守閣内を博物館分館としました（平成30年に分館廃止）。昭和53（1978）年には現在地（古京町）へと移転し、プラネタリウムを併設した自然・人文科学系総合博物館として開館しました。平成25（2013）年から平成30（2018）年にかけて館内の全面改修工事を行い、リニューアルオープンを果たしました。途中、平成28（2016）年に起こった熊本地震では、リニューアル工事がストップするというアクシデントに見舞われました。このとき、熊本博物館は文化財レスキュー初動対応の一員として、熊本大学や他の博物館施設とともにレスキュー作業に従事しました。

平成30年のリニューアルオープンにともない、熊本城天守閣内で展示されていた重要文化財「細川家舟屋形」（（公財）永青文庫所蔵、管理団体：熊本市。藩主細川氏が用いた御座船「波奈之丸」の船屋形部分）を館内へと移築し、保管・展示しています。また、新たに設置した特別展示室は展示環境の整備に重点を置き、令和5（2023）年には開館後はじめて公開承認施設となりました（県内3館目）。

「未来へつなぐ熊本の記憶―集める・伝える・創造する―」という全体テーマを掲げ、熊本市の自然・歴史・文化への興味関心を深めるべく多様な活動に日々取り組んでいます。全国的にも数少なくなってきた総合博物館の展示をお楽しみください。



熊本博物館外観



重要文化財 細川家舟屋形

全国大会のあゆみ

回	会 場	期 日	テ ー マ 等	人数
	埼玉県立文書館	昭和49年 3月2・3日	準備会 (第1回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	27
	茨城県歴史館	昭和49年 11月9・10日	準備会 (第2回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	32
1	山口県文書館	昭和51年 2月21・22日	結成大会	66
2	京都府立総合資料館	昭和52年 1月28・29日		60
3	福島県文化センター、歴史資料館	昭和52年 11月11・12日	歴史資料保存法制定に対する 取り組み方について	63
4	岐阜県歴史資料館	昭和53年 11月21・22日	歴史資料保存法制定の促進について	94
5	神奈川県立文化資料館	昭和54年 11月21・22日	歴史資料保存法制定勧告の実現方策について	128
6	東京都公文書館	昭和55年 11月20・21日		88
7	愛知県一宮市 (スポーツセンター)	昭和56年 11月19・20日	シンポジウム行政文書の保存を巡って他	154
8	群馬県立文書館	昭和57年 11月17・18日		109
9	大阪府 (ガーデンパレス)	昭和58年 10月27・28日		99
10	埼玉県立文書館	昭和59年 10月25・26日	文書館の管理運営、文書館と情報公開 地域別懇談会	116
11	兵庫県公館	昭和60年 7月19・20日	文書館の機能と性格、地域別懇談会	145
12	栃木県立文書館	昭和61年 10月29・30日	のぞましい文書館像	157
13	北海道立文書館	昭和62年 10月1・2日	のぞましい文書館像、文書館法をめぐって	150
14	沖縄県立図書館	昭和63年 10月6・7日	公文書館法の意義と課題	150
15	広島県立文書館	平成元年 10月5・6日	地域の中の文書館	195
16	千葉県文書館、 千葉県教育会館	平成2年 11月21・22日	地域の中の文書館	219
17	徳島県立文書館、 徳島県立21世紀館	平成3年 11月7・8日	地域の中の文書館	182
18	愛知県公文書館、 愛知県産業貿易館	平成4年 11月12・13日	文書館制度の拡充をめざして －史料保存のネットワーク－	217
19	鳥取県立公文書館、鳥取県立 県民文化会館	平成5年 10月14・15日	文書館制度の拡充をめざして －史料・人・地域をむすぶネットワーク－	221
20	神奈川県立公文書館、横浜市 開港記念会館	平成6年 10月19～21日	20回記念大会文書館制度の拡充をめざして －全史料協の活動と文書館振興への道－	393
21	和歌山県立文書館、きのくに志 学館、サンピア和歌山	平成7年 11月15～17日	災害と史料保存	269
22	秋田県公文書館、 秋田市文化会館	平成8年 10月23～25日	史料保存への理解を求めて －文書館制度の普及－	263
23	香川県立文書館、ミュージズホー ル、ラポールイン・タカマツ	平成9年 11月12～14日	10年で何が変わったか －公文書館法と史料保存－	265
24	沖縄県公文書館、北谷町公文 書館、沖縄県女性総合センター ている、パシフィックホテル沖 縄	平成10年 11月11～13日	地域史料の充実をめざして －史料の保存と記録の創造－	254
25	新潟県立文書館、オークラホテ ル新潟、北方文化博物館	平成11年 10月27～29日	地域史料の充実をめざして －新潟からの提唱－	326

26	大分県公文書館、大分県立先哲史料館、大分県立総合文化センター ソレイユ、大分県労働福祉会館	平成12年 10月31日 ～11月2日	地域史料の充実をめざして ー梓組みを超えてー	341
27	長野県立歴史館、若里市民文化ホール、社会福祉総合センター	平成13年 11月7～9日	21世紀の史料保存と利用 ー文書館をとりまく状況と課題ー	343
28	富山県公文書館、富山国際会議場	平成14年 10月16～18日	21世紀の史料保存と利用 ー市町村合併をとりまく諸問題ー	309
29	宮城県公文書館、仙台国際センター	平成15年 11月19～21日	21世紀の史料保存と利用 ー歴史資料をいかに残すか	288
30	山口県文書館、山口県総合保健会館	平成16年 10月27～29日	全史料協の30年 ー新しい文書館像を求めてー	236
31	福井県文書館、福井県国際交流センター	平成17年 11月9～11日	アーカイブズの新時代へ ー現場からの提言ー	251
32	岡山県立記録資料館、衛生会館、三光荘	平成18年 11月8～10日	アーカイブズの新時代へ ー理想と現実のはざまでー	232
33	茨城県立歴史館、茨城県民文化センター	平成19年 11月20～22日	アーカイブズの新時代へ ー個性ある存在をめざしてー	244
34	奈良県立図書情報館、奈良ロイヤルホテル	平成20年 11月12～14日	わたくしたちのアーカイブズ ー公文書館法20年と現在(いま)ー	251
35	福島県歴史資料館、福島県文化センター	平成21年 11月18・19日	わたくしたちのアーカイブズ ー公文書と地域資料ー	213
36	京都府立総合資料館、京都テルサ	平成22年 11月24・25日	わたくしたちのアーカイブズ ーめざすべき姿ー	345
37	群馬県立文書館、高崎市総合保健センター、高崎シティギャラリー	平成23年 10月27・28日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー公文書管理法時代を迎えてー	361
38	広島県立文書館、広島県民文化センター、鯉城会館	平成24年 11月8・9日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー今、なすべきことー	268
39	学習院創立百周年記念会館、東京都公文書館、板橋区公文書館	平成25年 11月14・15日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー公文書管理法時代を迎えてー	274
40	九州大学箱崎キャンパス旧工学部本館、福岡共同公文書館、福岡市総合図書館	平成26年 11月13・14日	アーカイブズ資料の広範な公開を目ざして	221
41	大仙市大曲市民会館、大曲中央公民館、大曲交流センター	平成27年 11月12・13日	新たな史料保存・利用の充実を目指して	482
42	三重県総合博物館、三重県男女共同参画センター	平成28年 11月10・11日	博物館でアーカイブズ	229
43	杜のホールはしもと、相模原市立公文書館、相模原市立博物館	平成29年 11月9・10日	公文書館法30年 ー今、問われる公文書管理ー	246
44	沖縄県市町村自治会館、沖縄県公文書館、南風原町立南風原文化センター	平成30年 11月8・9日	アーカイブズ再考 ーその価値と活用ー	230
45	安曇野市豊科公民館、安曇野市文書館、貞享義民記念館、豊科郷土博物館、松本市文書館	令和元年 11月14・15日	「文書館(ぶんしょかん)」をつくる ー市町村が拓くアーカイブズ活動ー	258
46	東北大学	令和2年 10月22・23日	※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止	—
47	高知県立公文書館 ※オンライン	令和3年 11月18・19日	資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ ー連携と支援、高知の挑戦ー	208
48	滋賀県立公文書館、ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター ※オンライン	令和4年 10月27・28日	公文書管理条例と向き合う公文書館 ー認証アーキビストの挑戦ー	245

49	駒澤大学記念講堂 ※ハイブリッド(対面&オンライン)	令和5年 11月30日・ 12月1日	自治体アーカイブズの現在と未来	対面 150 オンライン 56
50	トークネットホール仙台(仙台市 民会館)※対面のみ	令和6年 11月21・22日	広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ	193
51	天草市民センター	令和7年 11月13・14日	地域資料調査の現在	

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則

(名称)

第 1 条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)という。

(目的)

第 2 条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
- 四 機関紙の発行
- 五 その他必要な事業

(会員)

第 4 条 この会は、機関会員及び個人会員によって構成する。

2 機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれ

に準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、この会の目的に賛同して入会した者をいう。

3 この会への入会に当たっては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。

4 この会の退会は、退会の申し出による。ただし、会費の納入が 2 年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第 5 条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第 6 条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

第 7 条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が推挙・委嘱する。

4 顧問及び参与の任期は、それぞれ 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第 8 条 この会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 1 名

(役員の選出)

第 9 条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得て決定する。

2 副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の任務)

第 10 条 会長は、本会を代表し会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。

3 理事は会務を執行する。

4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第 11 条 この会に会務執行上必要に応じ委員会を置く。

2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。

3 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名を置く。

4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第 12 条 役員及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、2 期を限度とする。

2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充し

た場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

2 総会は年 1 回開催し、会長がこれを招集する。た

だし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。

4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。

5 議事は、出席機関会員及び個人会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各 1 に対し、それぞれ 2 及び 1 を投票数とする。

6 前項本文の規定にかかわらず、役員又は委員会構成員の全員の承諾のあるときは、役員会又は委員会の議事は、書面又は電磁的方法により決することができる。

7 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。

2 事務局に会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の承認を得て決定する。

2 事業計画及び収支予算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第17条 この会の事業報告及び収支決算については、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を得て決定する。

2 事業報告及び収支決算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

第20条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。

2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 51 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

昭和 53 年 11 月 21 日一部改正

附 則

昭和 59 年 10 月 25 日一部改正

附 則

昭和 62 年 10 月 1 日一部改正

附 則

昭和 63 年 10 月 6 日一部改正

附 則

平成 3 年 11 月 7 日一部改正

附 則

平成 6 年 10 月 20 日一部改正(平成 7 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 12 年 10 月 31 日一部改正(平成 13 年
4 月 1 日施行)

附 則

平成 18 年 11 月 8 日一部改正(平成 19 年 4
月 1 日施行)

附 則

平成 20 年 11 月 12 日一部改正(平成 21 年
4 月 1 日施行)

附 則

平成 23 年 10 月 27 日一部改正(平成 24 年
4 月 1 日施行)

附 則

平成 26 年 11 月 13 日一部改正(平成 27 年
4 月 1 日施行)

会費の額について

○全史料協会則第 5 条に規定されている会費
の額は、平成 8 年 10 月 23 日の総会におい

て次のとおり決定された。なお、実施時期は、
平成 9 年度からとする。

[機関会員]

- ・都道府県、政令指定都市 40,000 円
- ・市 35,000 円
- ・町村、その他(大学、研究機関等) 31,000 円

[個人会員] 6,000 円

○平成 23 年 10 月 27 日の総会において、以
下のとおり決定された。

- ・個人会員が学生である者の会費の額は、申請
により 5 割減額できること。

なお、実施時期は平成 24 年度からとする。

- ・準会員廃止の経過措置として、準会員から個
人会員へ移行する者(上記減額申請をする者
を除く)の会費の額は、平成 24 年度に限り
4,000 円とすること。

**「ビデオデッキがありません」
そんな日がすぐそこまで迫っています。**

2025年問題

磁気テープは再生機材の生産・保守の終了により
再生環境の減少が懸念され 2025 年頃には
「テープがあっても再生する機材がない」状況になると云われています。

**映像資料を後世に遺すためには
早急なデジタル化が重要です。**



2025年問題 視聴覚資料



フィルム/ビデオ/サウンド/デジタル修復・復元センター

TOKYO KOON 株式会社 東京光音

〒151-0061 東京都渋谷区初台1-47-1 小田急西新宿ビル1F

TEL 03-5354-6510 / FAX 03-5354-6515

URL <https://www.koon.co.jp/>

全史料協の出版物

1 全史料協広報・広聴委員会

会誌『記録と史料』

全史料協編集・発行(年1回)
B5判 既刊35号(1~2号品切)
各1,200円

会 報

全史料協編集・発行(年2回)
B5判 既刊117号(85号以降在庫あり)
無償

記録管理と文書館

—第1回文書館振興国際会議報告集—
ICA Mission 受入実行委員会編集
全史料協発行 1987年
B5判 115p (品切)

記録史料の保存利用に関する日英セミナーの記録

実行委員会編集・発行 1989年
B5判 96p (品切)

記録遺産を守るために

—公文書館法の意義と今後の課題—
全史料協編集・発行 1989年
B5判 115p (品切)

第2回文書館振興国際会議カステイ博士来日記
念報告書 —アーヒスト養成の国際潮流—

全史料協編集・発行 1992年
B5判 75p (品切)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会機関会
員総覧 JSAIデータブック94

全史料協編集・第一法規出版発行
1994年 B6判 239p (品切)

文書館の防災に向けて

全史料協防災委員会編・発行 1998年
B5判 50p 800円

資料が燃えた!その時あなたは

—火災実験と応急対応—

全史料協防災委員会編・発行 1999年
A4判 29p 500円

文書館・図書館の防災対策—緊急対応編—

全史料協防災委員会編 2000年
VHSビデオ 2,000円

資料保存と防災対策

全史料協資料保存委員会編集・発行
2006年 A4判 108p 1,000円

2 全史料協関東部会

アーヒスト(関東部会会報)

全史料協関東部会編集・発行(年2回)
B5判 既刊101号

43号以前 各120円(非会員320円)
44号~82号 各500円(非会員700円)
83号以降 各1,000円

アーヒストNo.1 ~ No.20 増刷版

全史料協関東部会編集・発行 2001年
B5判 183p 1,000円

全史料協関東部会 20周年記念 市町村合併と
公文書保存シンポジウム資料集

全史料協関東部会編集・発行 2004年
B5判 57p 1,000円

アーヒスト 全史料協関東部会創立30周年記念
特集号

全史料協関東部会編集・発行 2015年
B5判 74p 1,000円

3 全史料協近畿部会

Network-D (近畿部会会報)

全史料協近畿部会発行(年2回)

B5判 既刊93号

13号「情報公開制度と公文書館制度」講演会
特集号

(1998年) 300円

18号「アーカイブズセミナー「阪神・淡路大震災から5
年

災害の記録史料を考える」特集号

(2000年) 200円

32号「公文書管理・公文書保存アンケート」特集号

(2005年) 300円、

52号以降近畿部会ウェブサイトに掲載。

阪神・淡路大震災にかかわる史料保存活動の
記録― その時何を考え、行動したのか―

全史料協近畿部会、同編集委員会編集

全史料協近畿部会発行 1997年

A4判 170p 500円

4 岩田書院

文書館学文献目録

縮刷版(A5判 457p)・CD-ROM版

全史料協関東部会編集・岩田書院発行

2000年 各9,900円(税別、会員2割引)

日本のアーカイブズ論

全史料協編集・岩田書院発行 2003年

A5判 604p 9,900円(品切)

データに見る市町村合併と公文書保存

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行

2003年 A5判 123p 1,400円(税別)

劣化する戦後写真

—写真の資料化と保存活用—

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行

2009年 A5判 133p 1,600円(税別)

5 大阪大学出版会

文書館用語集

全史料協監修・大阪大学出版会発行

1997年 A5判 160p 1,500円(税別)

お問い合わせ先

1 全史料協広報・広聴委員会

E-mail pr@jsai.jp

2 全史料協関東部会

〒241-0815 神奈川県横浜市旭区中尾

1-6-1

神奈川県立公文書館内

TEL 0422-53-1811

3 全史料協近畿部会

〒606-0823 京都府京都市左京区

下鴨半木町1-29 京都府立京都学・歴彩館内

TEL 075-723-4836

4 岩田書院

〒157-0062 東京都世田谷区

南烏山4-25-6-103

TEL 03-3326-3757

5 大阪大学出版会

〒565-0871 吹田市山田丘2-7

大阪大学ウェブサイト

TEL 06-6877-1614



だいじなものを未来へ

HOGOS

保管から、保護する紙へ。

美術館や博物館などの資料や文献、アート作品などを大切に保管する為に使用されてきた紙、それが保護保存用紙の「HOGOS」です。光、汚染ガス、湿度変化などの外的要因から収蔵物を護り、損傷を防ぎます。高品質なミュージアムクオリティから、家族の記録や思い出の品を保管するものまで、幅広い製品を揃えています。「HOGOS」は、時の流れから大切なものを護ります。



株式会社TTトレーディング



〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄網ビルディング11階
TEL 03-5219-1823 FAX 03-5219-1837

デジタルアーカイブサービス ANEGE®

digital Archive for communication
to the NExt GEneration

～地域の歴史を次の世代に伝えます

公文書館

公文書館様向け機能を標準実装

- ISAD(G)目録規則
- 簿冊・件名
- 西暦・和暦
- 国立公文書館との横断検索

探しやすい

初めてでも探しやすい公開コンテンツ

- キーワード検索
- 詳細検索
- 階層検索
- 全文検索

適切な活用

コンテンツの適切な活用を支援

- 各種申請書
- 画像ダウンロード
- 画像印刷
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

お問合せ先

株式会社NTTデータ東北
公共事業部 営業部 ANEGE営業担当

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
Mail : sales_koukyou@hml.nttdata-tohoku.co.jp
Tel : 022-721-5535 Fax : 022-721-5617

NTT DATA

歴史的資料や行政文書、写真などの保存に

バーベイトム

Verbatimは これからも、 ずっと、光ディスク。



JIS Z6017/ X6257 準拠

「長期保存用BD-R」



- ・データは国民の財産
- ・エラーが消えてしまったら…
- ・もしも災害が起きたら…



ご安心ください！ バーベイトムは
これからも光ディスクを続けます

光ディスクは国際規格で指定されたフォーマットであり、将来にわたっての再生サポートが最も安心できる記録媒体の一つです。
Verbatimの光ディスクは日本国内の売上シェア 1位^{※1}を誇ります。
自社の生産工場を持つ、光ディスクメーカーです。

1

三原則対応

- 見読性** 可搬媒体でかつ再生環境が半永久的です。
- 保存性** 長寿命媒体・耐環境性の媒体です。
- 真正性** 消去や書換が物理的に不可能。ランサムウェアに極めて強いです。

2

長寿命

第三者機関によるISO/IEC 16963に準拠した寿命推定試験にて、オフィス環境(30°C/80%RH)で**100年以上**^{※2}(BD-R)の推定寿命を持つことが示されています。

3

居室環境で オフライン保管

特別な空調を必要とせず、**通常の居室環境で棚保管が可能**です。

4

災害に強い

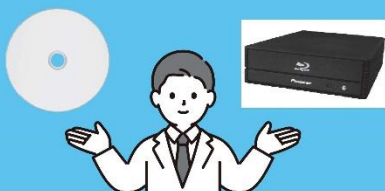
耐水性、耐光性、耐摩耗性、耐折り曲げ性、保存安定性などの耐環境性能を保有。**停電時や電力喪失時でも安心**です。実験では、海中に1週間沈めてもデータ再生が可能でした。

※1 BCN AWARD 2025 POS 実売統計による。(2024年1月~12月)

※2 第三者機関 ADTO (特定非営利活動法人アーカイブテストセンター) における 'ISO/IEC16963:2015' に準拠した評価結果で、室温 25°C・相対湿度 50% の環境下で 100 年以上の推定寿命を持つことが示されました。

ご使用には **光ディスク** と **記録ドライブ** の組み合わせが必要です

信頼性の高いアーカイブ用光ディスクと、そのディスクにおいて長期保存に十分な品質の記録を行うことができる優れた記録ドライブの組み合わせが必要になります。



バーベイトムジャパンは、パイオニア製の業務用光ディスクドライブの国内唯一の販売代理店です。

JIS Z6017/X6257、ISO/IEC18630準拠 長期アーカイブ用ライター (記録ドライブ)
JIS Z6017/X6257、ISO/IEC18630準拠 記録品質測定用ドライブ (測定ドライブ)

2025年10月時点で、約**8年**分のドライブの在庫を保有しています。
今後もしもご不便をお掛けすることはございませんので、ご安心ください。



バーベイトム ジャパン
Verbatim Japan 株式会社
www.verbatim.jp
E-mail: info@verbatim.jp



空間をデザインする



図書館家具・書庫設備、文化施設の展示・収蔵庫設備、オフィス、病院、工場・倉庫の保管システムメーカー

KONGO
www.kongo-corp.co.jp



金剛株式会社

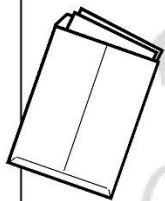
熊本支店 〒860-8508
八代営業所 〒866-0893
天草営業所 〒863-0043

熊本県熊本市西区上熊本3-8-1
熊本県八代市海士江町3346-1 西村ビル202
熊本県天草市亀場町亀川163-11

TEL 050-1746-1816
TEL (0965)34-0515
TEL (0969)22-4191

／ 保存・展示・修復用品専門 のオンラインショップ ／

その価値を、未来へつなぐ。
文化財や貴重資料のための
保存・展示・修復用品専門店



ボタンひとつで
見積＆注文！

Point 01 - お見積もり承ります ◎

Point 03 - メール・FAX注文 ◎

Point 02 - 請求書（公費）払い ◎

Point 04 - インボイス対応 ◎

国・地方公共団体および独立行政法人、公益法人のお客様のみ

納品書・請求書・領収書（PDF送付 or 原本郵送）

《お問い合わせ先》

保存と展示の専門店『算-KAKEHI-』

E-mail kakehi@kongomail.com

Tel 050-1746-1815

URL <https://shop.kongo-corp.co.jp/>

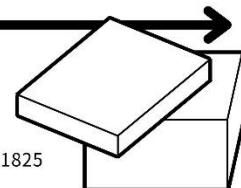


《運営元》

金剛株式会社

〒861-3107

熊本県上益城郡嘉島町上仲間字八津1825





全史料協 第51回全国(熊本天草)大会
「地域資料調査の現在」

令和7年(2025年)11月13日 発行

全史料協事務局(大会・研修担当)

担当 西木・瀧澤・小池・大月

〒185-0024 東京都国分寺市 2-2-21 東京都公文書館

TEL:042-313-8450

E-mail: Kouichi_Nishiki@member.metro.tokyo.lg.jp